

平成21年3月16日
環境・施設委員会

京都工芸繊維大学

キャンパス・マスタープラン2009

(平成21年3月)



目次			
0. まえがき	1		
1. キャンパス・マスタープラン			
—歴史都市における21世紀の新しい工科大の実現に向けて—	3		
1-1 はじめに	3		
1-2 本学の長期ビジョンと理念	3		
1-3 本学の展望	4		
2. アカデミック・プラン	5		
2-1 教育研究改革	5		
2-2 高度専門職業人養成のための教育プログラム	6		
2-3 個性ある教養教育、全学共通教育の充実	6		
2-4 教育調整会議および総合教育センター	7		
2-5 本学の個性的教育研究を支える教育研究センターと教育研究推進支援機構	7		
(1) 造形および繊維資料を教育研究に活かす美術工芸資料館	7		
(2) キャンパスのIT環境を支える情報科学センター	7		
(3) 環境問題に取り組む環境科学センター	8		
(4) 計測・分析等で教育研究を支援する機器分析センター	8		
(5) 遺伝子工学、生化学研究を支援する放射性同位元素実験室	8		
(6) 国際的規模で活動するショウジョウバエ遺伝資源センター	8		
(7) 京嵯峨野で自然と対峙する生物資源フィールド科学教育研究センター	8		
(8) 繊維の新しい展開を目指す繊維科学センター	9		
(9) ものづくりを支える実験・実習教育とものづくり教育研究支援センター	9		
(10) 学生の独創的な構想力を養う大学院ベンチャー・ラボラトリー	9		
(11) 地域共同研究センターを中心とした産学官連携による社会貢献	9		
(12) 「大学発ベンチャー」を支援するインキュベーションセンター	9		
2-6 個性ある研究の育成と教育研究プロジェクトセンター	10		
2-7 国際交流・大学間交流等	10		
2-8 附属図書館	10		
2-9 保健管理センター	10		
2-10 高度技術支援センターと技術職員集団	11		
2-11 本学の教育研究の支援を行う業務管理センター	11		
3. 環境・施設マネジメント・プラン	12		
3-1 環境問題・施設整備への取り組み	12		
(1) 関連する中期目標・中期計画	12		
(2) これまでの取り組み	12		
(3) 本学施設に関する状況と課題	13		
3-2 環境マネジメント	13		
(1) 環境方針	13		
(2) 環境マネジメントシステム	13		
(3) エコキャンパス	13		
(4) エネルギー管理標準	14		
(5) ISO14001の全学認証取得	14		
3-3 施設マネジメント	14		
(1) 施設マネジメント方針	14		
(2) 学生・教職員による環境施設評価システム	15		
(3) 環境施設整備への学生・教職員の参画	15		
(4) エネルギー供給計画	15		
(5) 情報通信ネット計画	15		
(6) 廃棄物処理計画	15		
(7) 施設管理システム	15		
(8) 防犯計画	15		
(9) 施設管理運用規則	15		
4. フィジカル・プラン	17		
4-1 基本方針	17		
4-2 松ヶ崎キャンパス・ゾーニング計画と施設整備の課題等	17		
4-3 アカデミック環境計画と整備方針等	18		
4-4 事務スペースと業務管理センター	20		
4-5 体育館・スポーツ施設・課外活動施設	20		
4-6 学生会館・アメニティ・スペース	20		
4-7 嵯峨キャンパスと上賀茂用地	20		
4-8 学生寄宿舍（洛西寮）と国際交流会館（まりこうじ会館）	20		
4-9 教職員宿舎	20		
4-10 研究交流施設（工織会館）	21		
4-11 京丹後キャンパスおよび学外施設の利用	21		
4-12 歴史的建造物	21		
4-13 同窓会スペースなど	21		
4-14 新たな施設の設置と改修	21		
5. まとめ	21		
付録 京都工芸繊維大学環境・施設委員会関係諸規則	22		
添付資料1（別冊） 施設使用指針2009			
添付資料2（別冊） 60周年記念事業施設整備計画			
参考資料（別冊）			

0. まえがき

はじめに

キャンパス・マスタープラン2009年版の主な目的は次の2点である。

- 1 創立60周年記念事業として企画されている施設関連事業を、現行のキャンパス・マスタープランに書き込み、ハード面での整備事業の指針とすること。
- 2 ソフト面では、耐震改修後の施設運用を行うための管理方針を確立し周知すること。

キャンパス・マスタープラン2009年版は、現行のキャンパス・マスタープラン2006年版を基本とし、変更箇所は極小にとどめる一方、建物整備事業項目及び施設運用方針を独立した項目として付加し、具体的かつ実践的な内容とする。

したがって、2006年版からの変更箇所は、「前書き、3-3-1(1)の施設マネジメント方針及び3-3-9の施設管理運用規則への資料追加、4-1のフィジカル・プラン基本方針に関わる具体的事業内容の追加」である。前書きにおいて、2006年版以降の実績の概要を整理する。3-3施設マネジメントでは、施設運用指針を添付資料1として付加する。具体的な建築事業は、4-1において60周年記念事業を添付資料2として付加する。

I 本学キャンパス・マスタープランの特徴

(1) フィジカル・プランとアカデミック・プラン

本学キャンパス・マスタープランの最大の特徴は、フィジカル・プランとアカデミック・プランの両者が相互に連携しあっていることである。この理念の下に、京都工芸繊維大学では、人員配置、予算配分、部門別措置面積を定め、人的資源、財源資源、建築資源の3者を整合的に運用できる体制をとっており、18年度改組の教・教分離による組織構成にも柔軟に対応できる施設活用を実践している。

① 研究面での施設整備：

法人化以降、本学では学部・研究科の基本施設とは別に、研究共用施設としてプロジェクトセンター棟（旧4号館）を整備した。これにより、総合研究棟、地域共同研究センター、インキュベーションセンター、大学院ベンチャー・ラボラトリー、を合わせて5棟総面積約6000平米（研究科総面積4万平米弱の15%）が共用スペースとなり、有償レンタルラボとして、また耐震改修移転先として活用している。今後、耐震改修の進捗状況を勘案して、重点領域研究推進の拠点として、時にはレンタルラボの選考基準に外部資金の実績を加味するなど、政策的に研究を推進するため、柔軟な施設運用を試みる。

美術工芸資料館とショウジョウバエ遺伝資源センターは、本学の特色ある施設であり、研究資料の収集整理から、今後は教育活動や社会貢献を念頭においた展開が期待される。

② 教育面での施設整備：

耐震改修を機に、課程や専攻にゼミ室を整備するなどの措置を行ってきたが、3回生以下の学生には、図書館や学生会館を中心とした自学自習室を、またLL教室やコンピュータ演習室を特別講義室として整備している。

さらに生物資源フィールド科学教育研究センター（旧附属農場）やものづくりセンター（旧機械工場）は、農学士、工学士のために必要な教育施設であり、同時に採択された

ものづくりGPの展開拠点としての役割や今後の申請を念頭においた活動が期待されている。

(2) 伝統と現代の調和

本学キャンパス・マスタープランの第二の特徴は、本学の特性である造形科学域を中心としたデザイン系各課程の教育・研究活動をキャンパス整備に反映している点である。採択された現代GPの活動拠点としての京町屋キャンパスの整備、プラザKIT、ウッドデッキの制作等、学生参加型のキャンパス整備手法も本学の特徴といえよう。今後なお一層、京都の潜在的文化力を建築的に顕在化した建築をキャンパス内に展開し、京都の景観の範となるべき建築作品を提示すべきである。

一般理工系大学における安全・安心なキャンパスライフの実現、高機能な施設の実現に加え、構成員・来学者・市民の心象風景の核となる景観の創出を目指しており、キャンパス・マスタープランにおいても、環境管理、安全・安心の視点から敷地及び建物の活用を行うための指針を詠っている。これに基づき、キャンパスデザインの水準を、華美ではないが格調のある、国立大学にふさわしい雰囲気を作り出すよう努力めている。

(3) 知と美と技とゾーニングの関連

京都工芸繊維大学の大学理念のキーワード、「知、美、技、そして京」の4文字は、ゾーニングを通じて、キャンパス・マスタープランに反映される。第一学域は、化学・生物系であり、実験を通して学習し、研究論文に集約される活動を展開している。基本的に、西キャンパス北部を拠点とし、共用スペースにより研究スペースの不足分を調整している。第二学域は、工学的ものづくりを中心に、西キャンパス南部を拠点として教育研究を展開している。現状では電子・物理系の集積が弱い。第三学域は、建築・デザイン系であり、東キャンパスを拠点として教育を展開している。しかし、西キャンパス内には未だ残存スペースが散在しており、更なるゾーニングが望まれる。

ゾーニングの視点からは、大綱化に伴って旧学部・学科への所属が行われたことから、共通教育の研究室は分散しており、まとまりのある拠点形成が未整備である。基盤科学部門の3号館3Fへの集積が望まれる。

II 近年5年間の実績からの展開

本学は2009年には創立60周年を迎える。さらに2009年は、法人化後6年が経過し、第1期中期計画は最終年を向かえ、次期中期計画の策定が行われる年でもある。本キャンパス・マスタープラン2009年版は、前回策定のキャンパス・マスタープラン2006年版の上に、次期中期計画の施設整備の基本を定めるとともに、創立60周年記念事業として施設整備を図るための指針を与えるものである。

平成16年の法人化以降の施設改善の主な事業は、安全安心の観点から、悉皆調査に基づくアスベスト除去工事の完了、総面積約10万平米のうち耐震性能IS値0.3以下の建物面積約4万平米の耐震改修の完了、次いでバリアフリーの観点からトイレ改修を行い、85%以上の改修率を達成し、エレベーター改修に関しても全18本のうち、12本が改修を終えている。また、キャンパスアメニティの観点から、本野精吾設計の4点の建築物及びボーリス設計の1点の建築物を国の登録文化財とし、これらを再生してプラザKITやKIT倶楽部として活用している。さらにデザイン教育の一環として、教員学生共同プ

プロジェクトして合計7箇所のウッドデッキを自費制作し、現代GPの支援を得て京都中京区に京町屋を改修整備して、ゼミ室などに活用している。

このように、概算要求、運営費交付金、学長裁量経費、GPなどの予算を組み合わせ、種々の建築事業を展開してきた法人化以降5年間の体験は、学生・教員のみならず支援に当たった事務職員や法人職員にとっても一種の知的財産であり、大学組織全体にとっては法人化の効用とも言えるものである。

また、施設管理の面でも、耐震改修を機にキャンパス・ゾーニングが徐々に実現しつつあり、各号館内においても、研究室、実験室、廊下などの機能分化を進めている。この成果をさらに推し進めるべく、人事配置と予算配分を施設の整備・運用・管理に反映させ、「基準面積の原則、定員配分の原則、管理責任の原則」を一層促進するよう努める。これまでも環境管理の面からISO14001のサイト研修、安全安心の面から、安衛法、毒物・劇物取締法による物品管理をおこなっているが、こうした教育・研究上の活動を支えるため、耐震改修後の秩序ある施設運用を全学的に展開していきたい。

Ⅲ 創立60周年を記念したキャンパス整備に関わる事項

本学は小規模ながら、松ヶ崎キャンパス、嵯峨キャンパス、エコフィールド、西陣職員宿舎、等持院職員宿舎、学生寄宿舍、留学生会館、さらに松ヶ崎及び嵯峨には小規模な飛び地を有し、京都盆地北辺部の景勝の地に敷地が点在している。また、期限付きではあるが、京丹後キャンパス、京町屋キャンパスを運用中である。

松ヶ崎キャンパスの構成は、本野教授によるマスタープランにしたがって百万遍の地から移転を果たし、戦後の成長期を通じて、東西方向の校舎棟が南北に平行配置されてきた。その後、センターホール、美術工芸資料館が新設され、中央門広場が形成され、大学会館、総合研究棟の建設により、南北軸に棟が建設された結果、次第にコの字型、あるいは口の字型のポケットパークが形成されてきた。

この結果、現在、本学の空間構成の特徴は、中央門広場を中心とする広場型の空間配置となっており、中央門広場の背後に、小さなポケットパークを点在させた中世ヨーロッパの街並みを想起させるような空間が形成されている。一方、道路は、車道としてキャンパスを囲う外周路、小広場をネットワークする歩経路から構成されており、他大学に見られるような、並木を配した軸線配置とは異なり、大小の広場とそれらを接続する歩経路から構成されている。

この特色ある空間構成を保全し、活用していくためには、キャンパスゾーニングの推進、交通対策の充実、60周年記念施設整備事業の実現、基幹設備の充実が重要である。

1. キャンパス・マスタープラン

—歴史都市における21世紀の新しい工科系大学の実現に向けて—

1-1 はじめに

本学は、わが国の伝統・文化を醸成してきた歴史都市京都にあって、その前身校である京都蚕業講習所（1899）、京都高等工芸学校（1902）の設置から開学100周年、また昭和24年の学制改革による大学開学から50周年を経て現在に至っている。その間、伝統文化や伝統産業との深い結びつきを背景に、明治期の殖産興業の時代から戦後復興、高度経済成長時代を通して、常に先端科学の学理を探究し、「人に優しい実学」を志向する教育研究によって、伝統産業と近代科学、工学との接点を探りながらわが国の産業基盤を支える人材を世に送り出してきた。

2004年4月、本学も国立大学法人としてスタートをきったが、21世紀の我が国の高等教育機関として、教育研究、大学運営、社会貢献・地域貢献など大学を取り巻くあらゆる因子を考慮したうえで、改めて本学に課せられた役割を再確認するとともにその責務を果たすに相応しい国立大学としての再構築が求められている。2004年度には、本学の伝統と中期目標に記された長期ビジョンに基づき、公式に大学の理念を制定し、さらに大学開学以来となる大幅な教育研究改革に着手してきている。2006年4月にはこれまでの「繊維学部」3学科、「工芸学部」4学科の2学部7学科体制の学士課程から、学部を「工芸科学部」1学部統合した上で、旧学科に替わるものとして教育プログラムを直接反映させる10の課程での学士教育体制に移行した。またこれに伴い、旧来は学部所属で学科に直結していた教員組織を大学院工芸科学研究科博士前期課程の専攻に所属することを基本とした部門体制での運用に改めた。このことは高度専門技術者養成を主たる使命とする本学において、これまで以上に修士大学院生教育に重点をおくとともに、研究面では研究科のみならず教育研究センターやプロジェクト型研究センター等での学際的な研究グループの活動が容易になるようにするためである。

こうした理念、構想を具現化してゆくためには、教員・職員などの人的資源のマネジメントのみならず施設・設備などの物理的資源のマネジメントも、矛盾なくかつできるだけ速やかに整合させてゆかなければならない。

「キャンパス」は教育研究の場であることはもちろんであるが、学生、教職員、卒業生等にとって本学への愛着や誇りの源であり、また来訪者や地域住民、さらに受験生にとっては、本学の活動状況や社会的役割を視覚的に伝えるための重要な要素でもある。すなわちキャンパスや学舎等は本学のアイデンティティ形成の主要因子の一つである。したがって、法人は普段にキャンパス環境に目を配り、その整備、維持管理のための適切なコストを計画的にかけてゆく必要がある。

また、21世紀世界がユビキタス社会となることは明らかであり、そうした社会においてそれを支える科学技術の一旦を本学が担っていることは間違いない。これから大学に入学してくる学生は、すでにパーソナルコンピュータのみならず携帯電話等によってインターネットによる情報享受が当たり前となっている。学内のあらゆる場所で無線LANが利用でき、本学以外の教育研究関連機関からの学習情報も学生、教職員が得られるようキャンパスのサイバー化を社会に先駆けて充実整備してゆくことは不可欠である。ネット大学も登場しつつある時代に、大学のキャンパスはどのようなものであるべきかについても考えておかなければならない。

キャンパス・マスタープランは、このような状況の下での本学のキャンパス環境の実現を目指す整備指針として策定したものである。なお、本プランは、20世紀のいわゆる成長型モデルにおけるスクラップ・アンド・ビルドでのキャンパス環境整備を念頭においたものではなく、21世紀の成熟型社会における歴史的文化等を尊重しつつ、安全性にも十分に配慮した省資源型のリサイクル・アンド・リフォームでの環境整備を目指すことを念頭において作成したものである。ただし、本学の目指す大学構想の実現のために必要と思われる新たな整備を行うことを排除する

ものではない。

なお、本キャンパス・マスタープランは、2006年度の本学の大幅な教育改革を受けて、当初まとめようとした2005年度案を大幅に修正したものである。

1-2 本学の長期ビジョンと理念

長期ビジョン 一本学の目指すところ

20世紀の大量生産・大量消費社会から個々人それぞれの満足化社会、いわゆる成熟型社会への転換が行われつつある。また、中央教育審議会による「我が国の高等教育の将来像（答申）」（2005年1月）では、21世紀を「知識基盤社会」の時代と捉え、精神的文化的側面と物質的経済的側面の調和のとれた社会の実現と、他者の文化を理解・尊重してコミュニケーションのとれる個人の育成が、今後の教育に求められる課題であると謳われている。特に高等教育においては先見性・創造性・独創性に富んだ人材の輩出が責務であると述べられている。このような状況の下、2004年4月に国立大学法人として新たなスタートをきった本学では、次のような大学の基本的目標（長期ビジョン）を中期目標の前文に掲げている。

21世紀の個性的な産業と文化を創出する「感性豊かな国際的工科系大学」づくり

歴史都市京都にあって、本学は、その前身校の時代から、伝統文化や伝統産業との深い結びつきを背景に、工芸学と繊維学にかかわる幅広い分野で常に先端科学の学理を探究し、「人に優しい実学」を志向する教育研究によって、広く産業界や社会に貢献してきました。

新たな世紀に踏み出した今、本学は、長い歴史の中で培った学問的蓄積の上に、感性を重視した人間性の涵養、自然環境との共生、芸術的創造性との協働などを特に意識した「新しい実学」を開拓し、伝統と先端が織りなす文化を創出する「感性豊かな国際的工科大学」を目指します。

日本のものづくり文化の底流にある「わざ」と「こころ」を「技術知」と「デザイン知」として展開することを通して、ヒューマン・オリエンティッドテクノロジーの確立に努め、21世紀の世界に向けて積極的に貢献したいと考えています。

このために、以下の課題に全学をあげて取り組みます。

1. 豊かな感性に導かれ、心身の活力と充足感をもたらす新しいサイエンスとテクノロジーの開拓
2. 歴史都市京都から世界に向けて発信する、人間・環境・産業・文化調和型の個性あふれる先端テクノロジーの研究開発
3. 新分野を開拓するチャレンジ精神を持ち、世界で活躍できる確かな力量と豊かな感性を備えた人材の育成

また、2004年11月には、国立大学法人としての今後の教育研究や大学運営における理念を次のように制定し、教職員一同その理念を念頭に取り組んでいる。

京都工芸繊維大学の理念

京都工芸繊維大学は、遠く京都高等工芸学校及び京都蚕業講習所に端を発し、時代の進展とともに百有余年にわたり発展を遂げてきた。本学は、伝統文化の源である古都の風土の中で、知と美と技（わざ）を探究する独自の学風を築きあげ、学問、芸術、文化、産業に貢献する幾多の人材を輩出してきた。本学は、自主自律の大学運営により国立大学法人として社会の負託に応えるべく、ここに理念を宣言する。

基本姿勢

京都工芸繊維大学は、未来を切り拓くために以下の指針を掲げ、教育研究の成果を世界に向けて発信する学問の府となることを使命とする。

- ・人類の存在が他の生命体とそれらを取りまく環境によって支えられていることを深く認識し、人間と自然の調和を目指す。
- ・人間の感性と知性が響き合うことこそが、新たな活動への礎となることを深く認識し、知と美の融合を目指す。
- ・社会に福祉と安寧をもたらす技術の必要性を深く認識し、豊かな人間性と高い倫理性に基づく技術の創造を目指す。

研究

京都工芸繊維大学は、建学以来培われてきた科学と芸術の融合を目指す学風を発展させ、研究者の自由な発想に基づき、深い感動を呼ぶ美の探求と卓越した知の構築によって、人類社会の未来を切り拓く学術と技芸を創成する。

教育

京都工芸繊維大学は、千年の歴史をもつ京都の文化を深く敬愛するとともに、変貌する世界の現状を鋭く洞察し、環境と調和する科学技術に習熟した国際性豊かな人材を育成する。そのため、自らの感動を普遍的な知の力に変換できる構想力と表現力を涵養する。

社会貢献

京都工芸繊維大学は、優れた人的資源と知的資源とを十分に活かし、地域における文化の継承と未来の産業の発展に貢献するとともに、その成果を広く世界に問いかけ、国際社会における学術文化の交流に貢献する。

運営

京都工芸繊維大学は、資源の適正で有効な配置を心がけ、高い透明性を保ちつつ、機動的な判断と柔軟かつ大胆な行動をもって使命を達成する。

以上のような長期ビジョンと理念のもと、京都工芸繊維大学のマスタープランを構築し、その具現化を念頭においたキャンパス環境の新たな展開、構築を計画的に進めてゆく指針として、また効果的かつ効率的施設運用のための規範として本キャンパス・マスタープランを策定する。

1-3 本学の展望

21世紀は知識基盤社会の時代であるといわれており、社会は大学の教育研究活動に多様で多面的な対応を求めている。また大学をとりまく環境の急激な変化は、大学構成員の意識改革と大学運営の根本的な見直しを迫っている。このような状況の下、本学は、法人化による中期目標・中期計画の策定に続き、今後の本学が進むべき方向を前記「大学の理念」として取りまとめるとともに、今後の発展に必要な諸改革、諸改善を大学全般にわたって推し進めている。

具体的には、社会の変化に対応し、新しい社会を切り開く創造性豊かな工科系人材（高度専門技術者）の育成を目標として、①学部教育と接続しつつ、修士レベルの学生を中心とした技術革新を担う人材育成のための教育プログラムづくり、②教育プログラムと教員組織の分離による教育体制の柔構造化、③産業界などの実務教員による教育研究指導、インターンシップの活用、教育研究プロジェクトセンター等の学内センターの活用などによる教育研究指導の多様化、④外部の第一線研究開発者などによる修了ジュリー制度の導入（修了生の質の保証）、など本学のポテン

シャルを最大限に発揮し、社会の要請に的確に応えうる大学を目指している。

また、大学審議会答申や中教審答申において大学のもつ機能として、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会的貢献機能（地域貢献、産学官連携等）の7つの機能をあげ、各大学はそれらの機能のうち重点的に取り組む機能を設定して大学の個性化を図ることが求められている。本学では、これらの機能のうち、特に、前述したように②の「高度専門職業人養成」に重点をおいた展開を行うが、大学院博士後期課程の見直しと教育研究プロジェクトセンターの設置などにより①の「世界的研究・教育拠点」の形成も視野に入れ⑥および⑦への対応を、総合教育センター・地域共同研究センターなどを中心として行う。

こうした教育研究構想の実現には、教育研究組織の改革のみならず、それらをバックアップする事務職員・技術職員の運営組織改革も併せて行う必要がある。また、当然のことながら、これらの改革に伴って生ずる施設の再配置・整備を行わなければならない。

2. アカデミック・プラン

2-1 教育研究改革

21世紀の知識基盤社会の時代において、本学はこれまでの実績を活かし工科系大学における高度専門技術者養成を中心とした教育プログラムを、大学院博士前期課程（修士課程）を軸に全学をあげて展開する。これは、中教審答申におけるこれからの大学および大学院機能の「高度専門職業人養成」に主眼をおいた改革であり、前述した本学の理念を実現するための改革である。さらに、本学の理念を背景に、豊かな創造性と優れた研究・開発能力を有し、自立して研究活動ができる研究者・開発技術者の養成を目指す。

本学では、これまでの2学部7学科、1研究科博士前期課程9専攻、後期課程4専攻であった構成を見直し、教育研究における専門関連性を考慮して博士前期課程を「生命物質科学域」4専攻、「設計工学域」4専攻および「造形科学域」3専攻の3学域と、「先端ファイブロ科学専攻」の1独立専攻の計12専攻に再編するとともに、各専攻の教育目標に対応した教育プログラムを提供する。博士後期課程の専攻も前記3学域、1独立専攻に対応するよう「生命物質科学専攻」、「設計工学専攻」、「造形科学専攻」および「先端ファイブロ科学専攻」の4専攻に再編整理した。さらに、学士教育課程を一つの「工芸科学部」とし、10の教育課程を設けた（図1、図2、図3参照）。

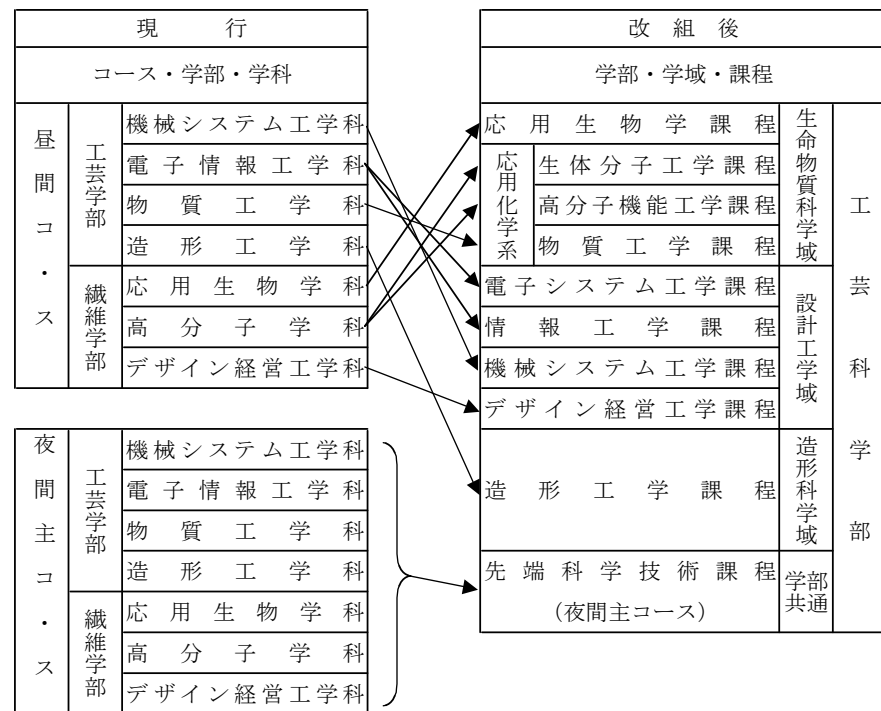


図1 学部課程の新旧対照表

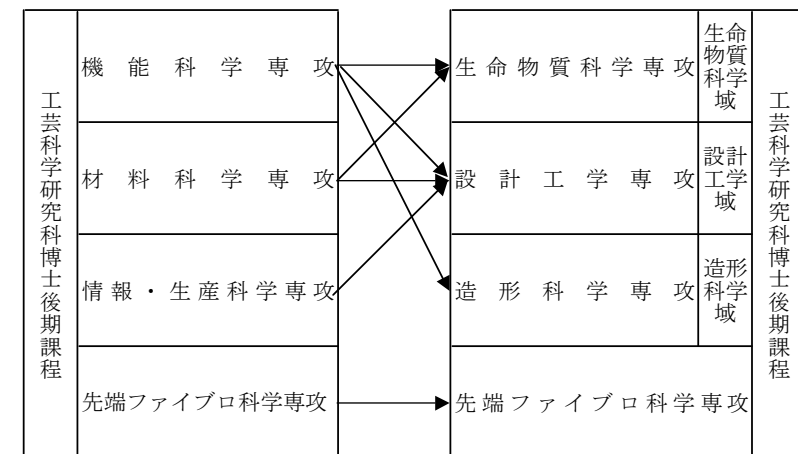
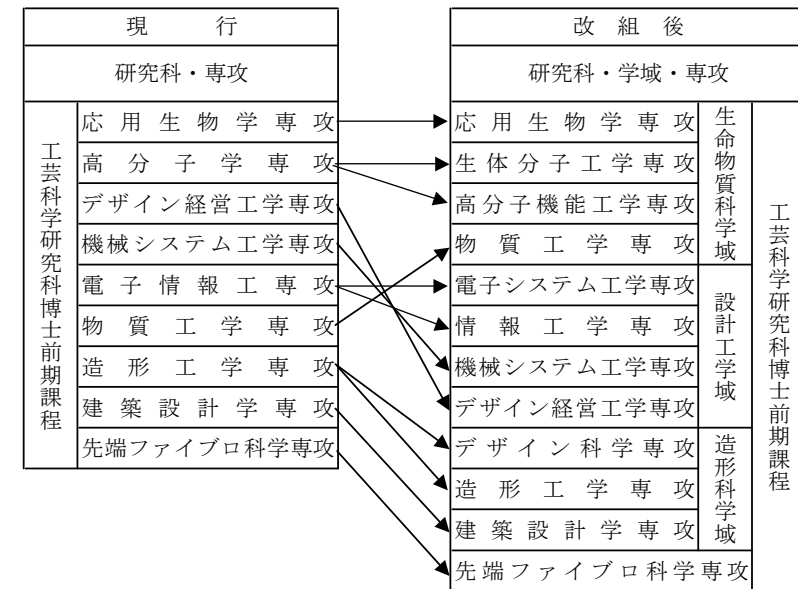


図2 大学院工芸科学研究科の新旧対照表

今回の改組において、上記の高度専門技術者養成をより強化する目的で、20世紀の高度経済成長時代を支えるためにこれまで旧学科に設置されていた勤労学生のための夜間主コースの学生定員を大幅に博士前期課程定員に振替、各専攻に割り当てている。夜間主コースは、従来の学科毎の設置を止め、これからの高等教育におけるユニバーサル・アクセスという時代への対応も考慮し、学部共通プログラムとして「先端科学技術課程」を新たに開設することとした。

教育課程

工学科学部		大学院工学科学研究科		学域
学部課程		博士前期課程	博士後期課程	
応用化学系	応用生物学課程	応用生物学専攻	生命物質科学専攻	生命物質科学学域
	生体分子工学課程	生体分子工学専攻		
	高分子機能工学課程	高分子機能工学専攻		
	物質工学課程	物質工学専攻	設計工学専攻	設計工学学域
	電子システム工学課程	電子システム工学専攻		
	情報工学課程	情報工学専攻		
	機械システム工学課程	機械システム工学専攻		
	デザイン経営工学課程	デザイン経営工学専攻	造形科学専攻	造形科学学域
	デザイン科学専攻	造形科学専攻		
	造形工学専攻			
	建築設計学専攻			
	先端科学技術課程 (夜間主コース)			
		先端ファイブ科学専攻	先端ファイブ科学専攻	

教員組織

応用生物学部門	生体分子工学部門	高分子機能工学部門
物質工学部門	電子システム工学部門	情報工学部門
機械システム工学部門	デザイン経営工学部門	造形工学部門
基盤科学部門	先端ファイブ科学部門	

図3 改組後の大学院工学科学研究科教育組織、教員組織

時代や社会からの養成に、こうした教育プログラムを機動的、効果的に変更実行するために、また研究プロジェクトや地域貢献・社会貢献をこれまで以上に充実し、活性化するために、従来、教員集団の所属していた学部・学科・講座といった組織を改め、大学院工学科学研究科に設置される「部門」と呼ぶ教員組織に編成替えを行った。この改革によって、センター等を除き、教員は研究科に所属することとなるが、研究科の教員は専攻等の教育組織に所属しつつ、専攻の枠を超え、全学の資源を有効に活用して多様な教育プログラムを柔軟に編成できることとなる。「部門」は、基本的には研究科教員の所属単位であ

るが、学部課程教育の重要性に鑑み、学部の課程を基礎として組織している。さらに、専攻共通・全学共通の教員のグループとして基盤科学部門を設置している。先端ファイブ科学専攻は独立専攻なので、これを独立部門とした(図3参照)。

教育プログラムは、研究科長、学部長、専攻長、学域長、課程長と総合教育センターによる責任のもとに計画・運用・管理される。また、教育プログラムは、日本技術者教育認定機構(JABEE)、外部関連団体等の審査・助言を受け、社会の要請に迅速に対応するようにする。

教員は、法人化後、設置されている時限型の「教育研究プロジェクトセンター」など専攻、課程などの枠にとらわれない研究連携も容易となる。これらの改編により、従来以上に教育研究が活性化され、産学官連携も含めて促進されることが期待される。

また、本学の創立時の教育研究の特徴を表象していた繊維学の伝統を継承し、新たな展開を可能にするために、「繊維科学センター」を設置した。

今回の改革では、従来の2学部が1学部になるなど、組織改編も伴っており、事務関係の組織の再編も必須である。キャンパス・ゾーニング計画も含めて対応する施設関係を、教育・研究の活性化および事務業務の効率化などの観点で検討、計画を行う必要がある。

2-2 高度専門職業人養成のための教育プログラム

本学では大学院工学科学研究科博士前期課程の教育研究を、基本的に21世紀を担う高度専門技術者の育成に重点をおいて行う。これまでも同様な観点で教育研究が行なわれてきたが、狭小な専門研究領域のみに陥ることなく、より広い視野とその科学・工学技術の果たす社会的役割・影響にも配慮でき、さらに幅広い課題解決能力を有する修士の育成を目指している。従来以上に大学院授業科目の実質化を図り、特定の研究分野に偏らず単位取得が行えるようカリキュラム上の配慮や、eラーニングなどの利用を推進する。また、社会人のキャリア・アップ教育としての修士学位取得希望にも応えるために、従来の研究重点型とは異なる成果を目指す教育プログラムの実施も行う。

具体的には、一部の専攻において、新たに特定課題型のコースを設けて実施する。すなわち、従来の博士前期課程では30単位以上の単位取得と修士論文、最終試験によって学位が認定されていたが、特定課題型コースでは基本的に特定課題に向けた演習・実験科目を開講し、修士論文ではなく修士制作等と、最終試験によって学位が認定される。既に、2003年度に設置された建築設計学専攻において、この特定課題型プログラムが実行されているが、今回新たに設置されたデザイン科学専攻および先端ファイブ科学専攻の希望学生に対して、2006年度より実施される。また、他の専攻においても指導教員と学生との綿密な打ち合わせのもと特定課題型プログラムを選択することができる。

施設面においては、大学院授業科目の実質化に伴い、従来、十分確保されていなかった大学院生用小講義室やゼミナール室の確保が必要となる。また、研究中心型の大学院生用スペースと特定課題型大学院生用スペースのあり方についても検討を行う必要がある。

2-3 個性ある教養教育、全学共通教育の充実

本学の長期ビジョンならびに理念のもと、今回の改革では全学共通科目の整備が行なわれている。言語教育科目においては、コミュニケーション力のアップに重点をおいた英語科目整備と基本科目の必修化、中国語科目の開講増などが図られている。人間教養科目においては、本学の教学精神を反映して、「科学と芸術」、「京の伝統と先端」、「科学技術と環境」、「科学技術と倫理」、「ものづくりと技術戦略」という5つのカテゴリーからなるKIT教養科目群が設定されており、各カテゴリーにはそれぞれ複数の科目を用意している。また、本学で学ぶことの意義と将来像を入学時に把握できるよう、新たに「KIT入門」という科目を提供することとした。これらの科

目群は、本学固有の特性を活かし、また本学が育成を目指す高度専門技術者の備えるべき資質の醸成に繋がるものである。さらに、基本教養科目群として、「自然と生命」、「人と社会」、「こころと感性」という3つのカテゴリ科目群とスポーツ科目群である「体の科学」群が用意されている。

また、各学域ではその特性に応じて、学域共通科目群として「数学」、「物理学」、「化学」、「生物学」、「情報」のカテゴリで提供される。

ただし、今回の改組によって2学部が1学部となり、人間教養科目は全学の学生が共通に受講することが可能となった。このため、従来、一部科目に限られていた受講学生が200～400人に達する科目が複数生じることとなる。本学の講義室には200人を超えて収容できる講義室は現在2室しかなく、大学センター・ホールを使用しても3室である。新たに大講義室を確保する検討を行わなければならないが、使用頻度、エネルギー効率、教育効果などを考慮した上で判断されなければならない。また適切なクラス分けや時間割の工夫を行うことも含めて考えなければならない。

なお今回、共通科目群を担当する教員部門として、新たに「基盤科学部門」が設けられた。この部門に属する教員は、現時点では学内各所に離散している。教員間の意志疎通の促進や、学生が教員を訪ねやすいように、ある程度教員研究室をまとめてゆくことが必要であろう。

2-4 教育調整会議および総合教育センター

本学の教育目標を実現するための教科課程の編成にあたっては、教育理念、教育組織と人的配置、財政的裏付けの3要件が考慮されていなければならない。それゆえ本学では、法人役員会のもとに「教育調整会議」を設け、毎年度、教科課程表の作成の基礎となる教育体系の指針や非常勤講師の効果的な任用計画についての指針の策定を行うこととした。

総合教育センターには、教育プログラム改革部会、教育評価・FD部会、地域連携教育部会がおかれている。教育プログラム改革部会では、教育方法の改善に関することやeラーニングの推進などを行う。教育評価・FD部会では、授業評価や授業公開、授業改善についての研修会・講演会等の実施などを行うとともに、大学評価室と連携して教育にたいする点検・評価を行う。地域連携教育部会では、他大学との連携や高大連携教育、公開講座、市民講座等の企画、実施を行う。総合教育センターは後述する業務管理センターの一つである。

2-5 本学の个性的教育研究を支える教育研究センターと教育研究推進支援機構

法人化前から設置されていた共同利用施設等を元に、本学の教育研究上の個性・特性をより一層強化するために、次に掲げる教育研究センターを置いている。今回の教育改革において、新たに2つのセンターが設置され、また学部附属から大学直属になったセンターがある。また、教育研究センターの相互の連携等をとるための組織として教育研究推進支援機構が置かれている。この機構には管理委員会がおかれ、機構長の選考、各センター長の選考、センター専任教員の人事、予算、センター規定等の審議を行う。

教育研究センター

- 美術工芸資料館
- 情報科学センター
- 環境科学センター
- ショウジョウバエ遺伝資源センター
- 機器分析センター
- 放射性同位元素実験室
- 大学院ベンチャー・ラボラトリー

- インキュベーションセンター
- 繊維科学センター（2006年度新設）
- 生物資源フィールド科学教育研究センター（2006年度に大学直属に）
- ものづくり教育研究支援センター（2006年度新設）
- 地域共同研究センター

(1) 造形および繊維資料を教育研究に活かす美術工芸資料館

美術工芸資料館は、1980年に本学学内共同利用の教育研究施設として設立され、翌年6月に建物が竣工、同年10月に開館された。本館の所蔵する美術工芸資料の多くは、本学の前身の一つである京都高等工芸学校の創立以来の収集品である。京都高等工芸学校は1902(明治35)年に創立され、創設時の教授陣には浅井忠画伯、武田五一博士らがいた。彼らにより、ヨーロッパにおける新しいデザインの動向を反映して、我が国において初めて本格的なデザイン教育が本校において開始されることになった。これはW.グロピウスのバウハウスの開設より17年早い発足であったことが注目される。浅井、武田はすでに渡欧中から教授就任が約束されており、デザイン教育の教材収集にも着手していたようである。収蔵品は約16,000点、分野は絵画、彫刻、金工、漆芸、陶磁器、繊維品、考古品等多岐にわたっている。しかもこれらは何れも、デザイン教育の教材に役立てることを目的に集められたもので、美術品、工芸品としての名品であることを条件としていなかった点に収集内容の特色がある。例えば意匠に見所あるものは多少傷があっても取り上げるという収集の姿勢が認められる。

また浅井は、パリで図案教育に必要な教材を調達する中で、当世流行の広告図(ポスター)を収集して帰国、武田は主としてドイツ語圏のポスターを持ち帰った。これらに加えて、開館以前に2件94点の寄贈があり、本学美術工芸資料館のポスター・コレクションの出発となっている。開館後の1985年には約650点の第一次世界大戦期の米国ポスターが加わり、また19世紀末から20世紀前半にかけてのポスター・コレクションもあり、世界に知られるようになっている。現在もポスター・コレクションの充実には一層の関心を払っている。また、繊維資料として、江戸中期から末期にかけての疋田絞による大胆な意匠の打掛など、特に注目されている資料も少なくない。

最近では建築家村野藤吾の戦前のオリジナル・ドローイングを含めた建築図面を収集することになり、未整理分を含め、この方面での整理調査が教育・研究上の成果を生み出している。

近年、多くの展覧会が開催され、かなりの入場者がある。また、法人化後は国立京都近代美術館等との連携企画なども行なわれている。

開館後四半世紀を過ぎ、収蔵スペースの拡張要求も強まってきている。

(2) キャンパスのIT環境を支える情報科学センター

本センターは、1967年「京都工芸繊維大学電子計算機室」として設立され、1972年に現在のセンター東棟が完成し、1981年には「情報処理センター」となり、同年西棟の竣工、東棟の改修を経てほぼ現在の施設状況となった。2003年1月に「総合情報処理センター」と改称、さらに2004年4月より現在の「情報科学センター(CIS)」となった。

情報科学センターは、従来のスーパーコンピュータ施設から全学の情報技術(IT)を担う基盤施設へと、その役割を大きく変えつつあり、学内のいたるところに張り巡らされた情報ネットワーク(KITnet)の管理・運営を行い、情報処理および情報通信の面において、教育から研究にわたって幅広いサポートを行っている。この他、CISは、学内の情報セキュリティ管理において、リーダ的な役割を担っている。また、情報セキュリティやeラーニングなどのテーマについて

て、C I S独自の研究活動も開始している。こうした活動に伴い、センター専任教員のスペースの充実が望まれている。

I T教育やe ラーニングが常時利用できるスペースの確保も望まれ、2006年には8号館2階で情報科学演習室が運用されている。

（3） 環境問題に取り組む環境科学センター

近年、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨による森林破壊など、様々な地球規模の環境問題が顕在化しつつある。その実態と問題の発生機構、さらには人間社会の係りとの解明など、こうした問題解決のための対策を講じることは、今や人類存続のための緊急課題である。この重要な課題に対応するため、大学が教育研究機関として果たさなければならない役割は大きい。

環境科学センターは、当初大学内の環境保全が業務目的であったが、さらに発展して大学の教育が地域社会環境に対して責任を果たし、さらに地球環境を考えた未来型技術研究と研究思想を発信できる場となるよう努めている。

本センターは、1980年学内共同利用施設として排水処理、排水の管理などのために設置された廃液処理施設が前身である。近年の環境問題は学内外を問わず緊急で重要な社会的課題となり、大学においてもいっそう広範囲な諸問題に対応でき、予測される新たな課題にも予め対策が立てられるよう積極的体制を取ることが要求されるようになってきた。そのため広い視野から環境問題を取り扱う組織として、1992年に従来の廃液処理施設を改組拡充して本センターが設置された。センターは、有害物質の処理設備と分析機器を備え、大学の教育・研究活動で生じる廃棄物の管理と処理、排出水の管理、学内外への広報活動など環境保全に関する業務・研究を行っているほか、地球規模の環境問題に対応するため、環境関連の教育研究を通じて「環境マインド」をもつ人材育成にも寄与している。

業務概要をまとめると、以下のようになる。

- ① 酸性雨や水汚染、リサイクルなど環境科学に関する調査研究、他大学や企業との共同研究
- ② 環境科学に関する教育及び広報活動
- ③ 「地球環境論」「環境化学」などの環境関連科目の講義
- ④ 公開講演会の開催、広報誌「環境」の発行
- ⑤ 廃液の分別と処理装置の運転管理
- ⑥ 構内排水の計測監視

などである。

業務の拡大に伴い、現在のセンターは手狭になってきており、増築が望まれている。また、センター専任教員のスペースの充実が望まれている。

（4） 計測・分析等で教育研究を支援する機器分析センター

各種測定・分析機器等を集中管理し、学内における教育研究の共同利用に供するとともに、計測・分析技術の研究開発等を行い、本学における教育研究の進展に資することを目的として、2001年に設置された。このセンターでは、学部課程、大学院専攻の教育研究を測定手段や設備面で支援するほか、学部課程、大学院専攻の枠を超えた先導的研究、学際的研究、融合的研究などを推進していく上で、本センター自体が特色ある研究の基盤形成に積極的な役割を果たしている。現在、総合研究棟1，2階のスペースを使用している。

（5） 遺伝子工学、生化学研究を支援する放射性同位元素実験室

非密封放射性同位元素をトレーサーとして利用し、生物・理工学の幅広い分野の教育研究を支援するために1987年に学内共同利用施設として松ヶ崎西キャンパスに設置された。現在、施設内に放射線測定器として液体シンチレーションカウンター及びガンマカウンターを設置してい

る。トリチウム、炭素14、リン32、リン33、イオウ35、カルシウム45、鉄59、ヨウ素125の8核種が利用可能である。遺伝子工学分野、酵素反応、代謝等を含めた生化学的研究が活発に行われている。また、膜拡散などの工学的分野への利用も期待されている。

（6） 国際的規模で活動するショウジョウバエ遺伝資源センター

キイロショウジョウバエから白眼突然変異体を最初に発見したのは後にノーベル賞を受賞したMorgan博士で、1920年のことである。それ以降多くの突然変異体が発見され、また人為的に作製されたことにより、キイロショウジョウバエとその近縁種は遺伝学の研究に欠かすことのできない重要な生物となっている。1999年にはゲノムの全塩基配列が決定され、ヒトの遺伝子との高い相同性が明らかになったことから、遺伝学の研究材料としてだけでなく、生命科学の基礎研究に必須のモデル生物として重要な遺伝資源のひとつとなっている。

ショウジョウバエ遺伝資源センターは、国際的規模で生命科学研究の基盤となるショウジョウバエ遺伝資源の維持・開発・提供にあたっており、1999年に国内で唯一のショウジョウバエ遺伝資源研究施設として設立された。2002年度からは中核的研究機関として10,000以上の突然変異系統を維持し、新しい系統の開発研究を行っている。

本センターの研究課題は、配偶子形成過程における減数分裂、精子の成熟ならびにべん毛の形成、貯精と受精に関わる遺伝子の機能解析である。これらの研究に対して、蛍光タンパク質遺伝子を導入したショウジョウバエを用いて精子の運動や受精過程の解析、細胞分裂のリアルタイム観察などを通して、免疫染色法、insituハイブライダイゼーション法、タンパク質分析法による染色体の追跡や組織細胞内局在性分子の解析を行っている。生命機構に関わる遺伝子の研究には突然変異が不可欠である。例えば、減数分裂機構の研究には染色体の不分離を起こす突然変異が、細胞質分離の研究には細胞が2分されず多核になる突然変異が、受精や貯精機能の研究には不妊突然変異が必要であり、このような突然変異の発見と遺伝子の特定が研究の基本となっている。生命科学研究に下等生物や高等生物の垣根は無く、生物の多様な生命のあり方を研究している。

2007年度からは宮崎大学との教育連携によって、「遺伝資源専門技術者養成モデルカリキュラムの開発事業」が始まっている。

（7） 京嵯峨野で自然と対峙する生物資源フィールド科学教育研究センター

本センターの歴史は古く、1922年京都高等蚕糸専門学校の実験実習桑園として嵯峨野に設置され、戦後の学制改革によって京都工芸繊維大学繊維学部附属農場となり、2003年に繊維学部附属の「生物資源フィールド科学教育研究センター」に転換された。農場から本センターへの転換の目的は、近年の地球規模的環境問題に鑑み、環境に負荷を与えない新規繊維の開発・生産への課題に対処すべく、繊維に関わる生物資源の確保とその新規利用・改変および環境負荷に関する教育研究を積極的に推進する実践的教育研究体制の整備が必要となったことによる。今回の改革によって本センターは、繊維学部附属から大学直轄の教育研究センターとなった。

生物資源フィールド科学教育研究センターは、「資源昆虫学」、「資源植物学」、「バイオ繊維学」の教育研究分野から構成され、資源昆虫学分野では遺伝資源となる昆虫卵の長期保存、家蚕や野蚕の人工飼料による天然繊維生産、資源植物学分野では天然繊維や染料を増殖・生産とこれらの系統的保存、バイオ繊維学分野では生物機能を模倣した繊維や生分解性繊維の生産など、環境に負荷を与えない繊維の生産方法について学部学生、大学院生と共に研究している。さらに市民への実習を伴う公開講座などを実施している。

このようにフィールドでのこれらの生物資源の生体や環境との関わりを通して「ありのままの姿」をマクロな視点から追究する実践的な教育を実施している。

また、これらの研究を基にタイ王立マハサラカム大学との国際学術・学生交流を通し、国際的な教育活動を展開している。

(8) 繊維の新しい展開を目指す繊維科学センター

本学繊維学部は開学後1世紀にわたり、我国の繊維科学・工学分野における人材育成と学術・技術の発展に多大な貢献を果たしてきた。今回の改革により、繊維学部は工芸学部と統合され、大学院工芸科学研究科に対応して工芸科学部となった。しかしながら、本学に課せられた繊維分野における教育研究の社会的役割の重要性を鑑みると、新しく設立される学部、大学院でその教育研究を引き継ぐことは言うに及ばず、大学内に同分野の教育研究を統括する新組織を明確な形で保持してその活動をより活発なものとし、従前にもまして新しい繊維科学・工学の発展の方向を社会に提示しながらこの分野をリードしていくことが必要となる。

このような背景により、本学に独立教育研究組織として「繊維科学センター」を設立して、繊維関連分野の教育研究拠点とすることとなった。

業務概要をまとめると、以下のようになる。

- ① 本学が展開する多様な教育研究部門と連携しながら繊維科学の教育研究を重点的に進める。
- ② 新しい繊維科学・工学体系を創出するとともに、繊維の新潮流を開拓して繊維に関する世界的な研究拠点とする。
- ③ 典型的な境界複合領域である繊維分野をカバーできる広範な知識と技術を有する人材を育成し、社会基盤の形成に資する。
- ④ 高度で高効率な繊維産業の実現と新しい繊維の市場社会の確立に貢献する。
- ⑤ 世界的な波及効果のある新たな繊維文化を我が国に構築するとともに、繊維を永続的な産業分野として発展させる。

上記業務を遂行するために繊維科学センターには、以下の部門が設けられている。

インテリジェント繊維開発室 … 本学の研究リソースに基づいて、21世紀型の繊維素材として有望視されるバイオフィバーの開発を行うとともに、その構造・機能制御法を開拓する。ファイバーバイオテクノロジー分野、バイオミメティックファイバー分野、バイオナノファイバー分野があり、センター外協力分野として、バイオ繊維、繊維高分子材料、応用高分子化学、昆虫工学がある。

繊維機能プロセス開発室 … 繊維のプロセス技術に関する基礎研究を推進するとともに、産業化をめざした開発研究にまで発展させる。繊維プロセッシング分野、繊維構造デザイン分野、ナノ構造繊維材料分野があり、センター外協力分野として、繊維高分子力学、繊維製品設計、界面材料の分野がある。

繊維デザイン戦略室 … 繊維の新しいマニュファクチャリング・マネジメントシステムの構築とデザイン、ヒューマンインターフェイス評価による繊維文化の創造を行う。生産流通システム分野、感性・快適制御分野が設けられ、センター外のデザインマネージメント、ブランドデザインの研究分野と協力して業務にあたる。

また、「生物資源フィールド科学教育研究センター」との密接な協力関係を保ちながら、教育研究を推進する。

繊維科学センターは、今後、我が国の新しい繊維学の教育研究拠点センターとして、4号館（プロジェクトセンター棟）を使用するか、新施設建設が望まれる。松ヶ崎西キャンパス北西隅部の産学官連携地域、旧繊維学部棟近接空地や嵯峨団地での展開などの検討を行った上で、改めて建設計画を決定する必要がある。

(9) ものづくりを支える実験・実習教育とものづくり教育研究支援センター

本学はものづくりを常に念頭においた教育研究を中心に据えており、実験・実習教育はその根幹をなしている。今回の改革によって、従来学科単位、複数の学科で実施されていた物理、化学等の共通基礎実験が、今後の教育プログラムの検討によっては、学域単位で行えるようになり、実験・実習室の学生数に応じた適正なスペース確保や効率的な使用計画の策定、大学としての設備投資が行いやすい状況になったと言える。

また、今回の改組により、ものづくり教育の共通基盤施設として工芸学部附属の機械工場を核とした新たな教育研究の拠点として「ものづくり教育研究支援センター」を設置し、これを教育研究センターの一つに加えた。現在、12号館北の工芸実習棟の約半分のスペースが機械工場であるが、この地域は産学官連携地域として整備されつつある。現在の造形工房や主として機械システム工学課程関係が使用している10号館付近への移設も考えられる。

(10) 学生の独創的な構想力を養う大学院ベンチャー・ラボラトリー

大学院ベンチャー・ラボラトリーは本学工芸科学研究科に属する大学院学生が中心となり、従来の研究分野に担われることなく独創的な構想力の強化を図るベンチャー精神涵養の「場」として設定された。その目指すところは「将来の産業の萌芽ともなるべき独創的研究開発の推進」と「高度の専門的職業能力を持つ独創的な人材の育成」である。

2006年度のKIT-VLの研究推進プロジェクトは、(1) 昆虫等の生物機能を利用したバイオテクノロジーの展開、(2) Virtual Product Design と日本のものづくり、(3) STC (Science Technology and Commercialization)、(4) ながもちの科学、(5) 新産業創造戦略の重点7分野に関する研究の5テーマについて公募を行い、プレゼンテーションによる審査を経て研究費配分が行なわれる。また、2005年度には9月および年度末にプロジェクト研究報告会が行なわれ、特に年度末報告会では、企業等への出席も呼びかけ、ビジネスプランへの展開も支援している。

専門分野の異なる大学院生が、互いの研究を知りあうことができ、また研究と社会との接点を考える効果的センターである。より一層、大学院生全体への浸透するよう、施設周辺環境の整備や広報の充実が望まれる。

(11) 地域共同研究センターを中心とした産学官連携による社会貢献

「開かれた大学」として、その高度な専門的知識と技術を社会に還元し、地域の発展に貢献することは、大学の重要な役割の一つである。そのため、本学では地域の産業界、団体、自治体等と共同研究や各種の研究會等を通して幅広く連携している。また、本学は「工芸繊維大学」という歴史のある名称であるが、我が国の重点4分野であるライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の各先端科学技術分野はもちろんのこと、工学、造形デザイン、自然科学、人文社会分野での研究をはじめ非常に広い範囲の研究を実施しており、特定分野の技術だけでなく様々な分野を横断した近年の産業界の技術ニーズに的確に対応できる強みを持っている。このため、これらの強みを活かした科学技術相談や各種研究會、共同研究等を充実させ、地域の産学連携の推進に積極的に貢献している。こうした活動を円滑かつ効率的に発展させることを目的として、既存の「地域共同研究センター」、「インキュベーションセンター」、「大学院ベンチャー・ラボラトリー」の3組織の連合組織として産学官連携推進機構を設置している。また、2005年7月には、以下の産学官連携ポリシーを策定している。

(12) 「大学発ベンチャー」を支援するインキュベーションセンター

本学の教員や学生等が技術シーズを活かし起業する際に必要な、研究・事業スペースを貸与するインキュベーション・ラボラトリー施設として、2003年1月に設置。以後、研究・事業ス

ペースの貸与だけでなく、大学発ベンチャー支援のために様々なサポート策を充実し、2005年10月からは、産学官連携推進機構の発足と同時に、独立した組織として活動を開始し、大学発ベンチャーに対するインキュベート事業等通じて産学官連携活動を推進している。

21世紀に入り、少子・高齢化の進展とともにグローバリゼーションが進展する中で、我が国の経済・産業は国際競争力の向上、次代を牽引する新産業の創出が求められ、また、社会全体でも国民全体が安全・安心に暮らせる産業社会が求められている。このような国民的ニーズに応えるには、既存の技術、システムでは不十分で、次代を切り拓く新たなイノベーション・システムの構築が期待されている。また、地域貢献・社会貢献事業として、「地域共同研究センター」、「大学院ベンチャー・ラボラトリー」との連携により、産学官連携に努めている。

産学官連携ポリシー

京都工芸繊維大学は、社会貢献を教育と研究に並ぶ大学の使命の一つとして位置づけ、産学官連携による社会貢献に積極的に取り組んでいきます。この使命を実現するために次のように表明します。

1. 産学官連携により得られた知の成果を広く社会に還元し、知の普及に取り組みます。(社会貢献)
2. 本学の理念に鑑み、地域社会との持続的な連携を行い、地域産業の活性化のために貢献します。(地域産業活性化)
3. 技術移転可能な研究開発を進め、新産業分野のベンチャー企業創出に努めます。(新産業創出)
4. 産学官連携活動を通じて、社会の発展に貢献できる人材を育成します。(人材育成)
5. 産学官連携活動を積極的に推進するための活力ある組織運営を行います。(組織活性化)
6. 透明性の高い産学官連携活動を行い、説明責任を果たします。(アカウンタビリティ)
7. 産学官連携活動を大学の自己評価に反映させます。(自己評価)

こうした産学官連携への取組みは、これまでの共同研究、受託研究などの充実とともに、2005年12月の京丹後市との連携・協力に関する包括協定の締結などにつながっている。

本機構ならびに前節の教育研究プロジェクトセンター、次節の教育研究推進支援機構内の教育研究センターは、研究協力課の所掌であり、これら多くのセンター業務の円滑な遂行に相応しい学内配置を再考する必要がある。

2-6 個性ある研究の育成と教育研究プロジェクトセンター

大学法人化後、本学では学内外からの求めに応じて、本学の目標を戦略的、重点的に推進するために期限を定めて設置する「教育研究プロジェクトセンター」を構想し、2005年度より実施している。このセンターは学長に設置の申請を行い、設置が決定されるもので、各種外部資金を主たる運営経費としている。現在、以下のセンターが設置されている。

- (1) 伝統みらい研究センター
- (2) バイオベースマテリアル研究センター
- (3) ブランドデザイン教育研究センター
- (4) 昆虫バイオメディカル研究センター
- (5) 繊維リサイクル技術研究センター
- (6) 人間指向型工学研究センター
- (7) 国際デザインマネジメント研究センター
- (8) 新世代オフィス研究センター
- (9) 複合材料長期耐久性評価研究センター
- (10) 遺伝資源キュレーター教育開発センター

さらに、今後もいくつかの教育研究プロジェクトが計画されている。これらのセンターの設置

場所として、2002年度より3か年計画で実施してきた既存施設の再構築整備により創出された4号館共同利用スペースを、2005年度補正予算によって改修した。

なお、2003年度より供用を開始した本学総合研究棟は、共同利用研究スペースとして毎年申請が多数あり、フル活用されている。今後も既存施設の利用見直しにおいて、スペースの公平化、効果的な利用の原則の下、共同利用化できるスペースの創出を図る。

2-7 国際交流・大学間交流等

本学は、現在外国の42大学等と学術交流等の協定を締結し、教育研究に関する情報交換、教職員・学生の交流を行っている。また、教育研究の交流を促進するため、海外の研究機関等への研究者及び学生の派遣、並びに海外の研究機関等からの研究者、学生の受入れが活発に行なわれている。また、外国人教員の採用も配慮している。1993年度には国際交流会館として吉田団地に「まりこうじ会館」が建設され、常時満室の状況が続いている。また、法人化に伴い業務センターとして国際交流センターが設けられた。

一方、京都地域での大学間の交流も促進している。1999年に同志社大学、京都府立大学、2002年に京都教育大学と単位互換協定を締結し、また2001年から大学コンソーシアム京都に加盟し、そこでの提供科目についても単位互換を行っている。なお、2005年から本学、京都府立医科大学、京都府立大学の3大学による連携協議を進めており、教養教育における単位互換などが具体化している。3大学の学生が共通に利用できる講義室、セミナー室などを建設する構想もある。

2-8 附属図書館

大学の附属図書館は、教育と研究を支える重要な機能をもっている。本学では、現在約36万冊の書籍と約6千タイトルに及ぶ雑誌を所蔵し、このうち約12万冊の書籍は閲覧室書架に配架され、自由な利用が可能となっている。さらに、電子図書館機能としてインターネットを利用した電子ジャーナル・データベースへのアクセス、全国の国公私立大学図書館、各種研究機関の所蔵する学術資料の検索、相互貸借、複写サービスを行っている。また、高度化した図書館機能を利用するための講習会を毎年度複数回開催し、各種情報検索サービスやレファレンスなど学生への学習支援、研究者への研究支援を行っている。

附属図書館は、まさに「知への探検」と「知と遊ぶ」基点として、本学における高度な学術活動を支えている。

本学附属図書館は、1949年5月の新制大学としての大学創立時に、前身校である「京都工業専門学校」と「京都繊維専門学校」の蔵書を引継いで、京都工芸繊維大学附属図書館工芸分館及び繊維分館として発足した。その後、1968年に大学キャンパスの統合整備により両分館を廃止し、現在地に建築され、1978年と1994年に増築・改修が行われた。さらに2004年には、学生のための快適で豊かな学習環境の提供及び知的交流拠点としての環境の整備・提供を目的とし、松ヶ崎東キャンパスへの集客と学内アメニティの向上をねらって、ほぼ全館のリフレッシュ工事を行い現在に至っている。

2-9 保健管理センター

本センターは、本学の学生、教職員の心身の健康を維持増進することを目的として1970年4月に設置され、その後施設の新営と設備の拡充を行い、1971年から実質的な保健管理業務を行っている。定期健康診断や特別健康診断、健康相談、精神的な悩みなどのカウンセリングなど専門的な業務を実施するとともに、ケガや急患など不慮の疾患に対する応急処置も行っている。また、学部全学共通人間教養科目として「キャンパスヘルス概論」、「心理学入門」などを提供している。

2-10 高度技術支援センターと技術職員集団

本学では、技術職員像を次のように掲げている。

「技術職員は、本学において、教育研究及び大学運営上必要な技術的な業務を担う技術者集団であり、21世紀の国際的な工科系大学を目指す本学の構成員として重要な役割を担っている。また、技術職員は本学のみならず社会的・国際的に通用する技術者を目指して、常にスキルアップを行うスペシャリスト集団である。」

この技術職員像を具現化するために、技術職員の組織化を図り、2006年度より新たに高度技術支援センターを設置することとした。センターには、本学の教育研究上の特性に対応して、バイオ・ケミカルグループ（バイオ技術系とケミカル技術系）、メカ・エレクトログループ（メカ技術系とエレクトロ技術系）、アート・インフォグループ（アート技術系とインフォ技術系）の3グループが置かれている。21世紀の科学技術を支える高度技術力の向上、業務上必要な技術力の確保を念頭に、計画的な技術研修、研鑽を組織的に行っていくことが期待されている。また、本学の各種研究機器の保守管理やそれらの機器を利用した外部委託業務など、大学研究用資産の有効活用も望まれる。

センターとしての全学的機能が効果的に活用されるためには、運営システムの早急な整備が必要であり、またフィジカル面でのスペース、設備の充実が求められている。

2-11 本学の教育研究の支援を行う業務管理センター

業務管理センターは大学法人化に伴い、従来の教員による委員会組織を見直し、具体的に業務を迅速に遂行するために設けられたものであり、総合教育センター、学生支援センター、アドミッションセンター、研究推進本部、国際交流センター、安全管理センター、環境・施設委員会、情報化推進委員会の8センターが設置されている。法人理事がセンター長等に就任し、学務課、学生サービス課、入試課、研究協力課、国際企画課、施設マネジメント課、情報課という事務組織と連携している。

業務管理センターのうち、現在、アドミッションセンター、研究推進本部、国際交流センターには教員が配置されている。今後、他の業務管理センターにおいても教員が配置される可能性もある。こうした教員のスペースと各センター・スペースの配置および充実等を検討する必要がある。

3. 環境・施設マネジメント・プラン

3-1 環境問題・施設整備への取り組み

大学キャンパスの役割は、第一に、学生、教員にとっての教育研究環境の提供である。学生や教員の勉学、研究の意欲を促進し、かつそれらを支援する環境であるとともに、国際的に評価される優れた研究や社会に貢献する技術の開発などが行われる得る環境が整備提供されていなければならない。また教育研究を支援する職員にとっても快適な環境は、大学活動に不可欠な業務の遂行にとっても重要である。なお当然であるが、これらの環境は、安全でなければならない。

また、社会を担う人材育成の場である大学環境は、省エネや環境問題の教育にも密接に関係している。

(1) 関連する中期目標・中期計画

国立大学法人として、2004年に掲げた環境問題、施設整備に関連する中期計画・中期目標では、以下のような基本方針および実施方策を明記している。

1) 高度な教育研究活動を支援し得る施設設備の整備

大学の発展を見通しつつ、学術の進展や多様化する教育研究に対応した、高機能で快適な環境施設の整備を図る。

[実施方策]

ア) 環境・施設委員会の体制・権限・機能を強化し、大学の発展を見通した中長期にわたるキャンパス整備計画の策定を行う。

イ) 環境・施設委員会は、上記キャンパス整備計画を踏まえつつ、老朽建物の耐震改修工事計画、施設利用の見直しによる効率的なスペースの再配分、共用スペースの確保によるプロジェクト研究などへの重点配分、維持管理計画等、総合的な施設マネジメントを策定し、施設設備の効果的・効率的な使用と、着実な整備を推進する。

ウ) 環境・施設委員会は、安全管理センターと緊密な連携のもと、効果的な運用を図る。

2) 総合的な省エネ対策の推進

環境保全、経費節減の観点から、施設設備の活用に伴うエネルギー使用の削減に努める。

[実施方策]

ア) 環境・施設委員会はISO14001の認証継続維持活動と連携して総合的な省エネ対策を検討し、省エネ活動の推進とエネルギー使用の削減のための具体的数値目標を計画し、公表する。

3) 安全管理体制の確立

高度な教育研究活動を支障なく行い、安全な環境を確保するため、全学的な安全管理体制の確立と学生への安全教育を徹底する。

[実施方策]

ア) 本学の総合的な安全衛生管理対策を企画・立案・実施するための組織として、「安全管理センター」が設置されている。

i) 労働安全衛生法等を踏まえた施設・設備面での管理を徹底し、定期的な点検・改善を行う。

ii) 危機管理マニュアルを作成し、危機管理の徹底を図る。

iii) 安全衛生に関する講習会を実施し、構成員及び学生の安全衛生管理意識の向上を図る。

イ) 安全管理センターは、教職員による兼務のほか、必要に応じ、一定期間センターを本務とする教員で構成する。

4) 全学的な環境問題への取り組み

本学の教育研究上の長期ビジョンとも深くかかわる課題である環境汚染防止と地球環境の継続的改善という視野から、学生の積極的な参画を促し、継続的に環境負荷低減活動を全学的に推進する。

ア) 環境管理責任者の指揮の下に、環境・施設委員会、環境科学センターを中心にISO14001認証の継続維持活動を全学的に進める。

イ) 2003年度に全学取得したISO認証を、2004年度以降確実に継続維持充実させる。

ウ) 環境科学センターの体制を整備し、上記の認証継続維持活動を充実させる。

(2) これまでの取り組み

本学では、法人化に先立ち2001年度より既存施設の効果的活用のための全学的な第1次ゾーニング計画を行い、2004年度までにその計画に基づいて全学協力体制で移転等を実施した。その結果、2005年度に新たに学内設置された教育研究プロジェクトセンターなどに利用できる共有スペースを産み出すとともに、これまでの改組等で学内動線などが非効率となっていた教育研究環境の改善がかなり行われた。既存施設の有効活用の取り組みでは、今後も継続的に学内スペースを見直し有効活用を図っていく予定である。

また、法人化に伴い、従来の「施設課」を「施設マネジメント課」と改称し、また、既存施設の有効利用や面積の再配分、資源・エネルギーなどの効率的な使用に関する取り組みを強化するため、従来の関連委員会を改組・廃止し、新たに環境・施設委員会を構築、設置した(図4参照)。

資源・エネルギーの効率的な使用については、本学環境マネジメントシステムでの活動として、電力、紙使用量、廃棄物等の削減を行っており、環境改善、資源・エネルギーの節約、経費節減など実質的效果が現れている。

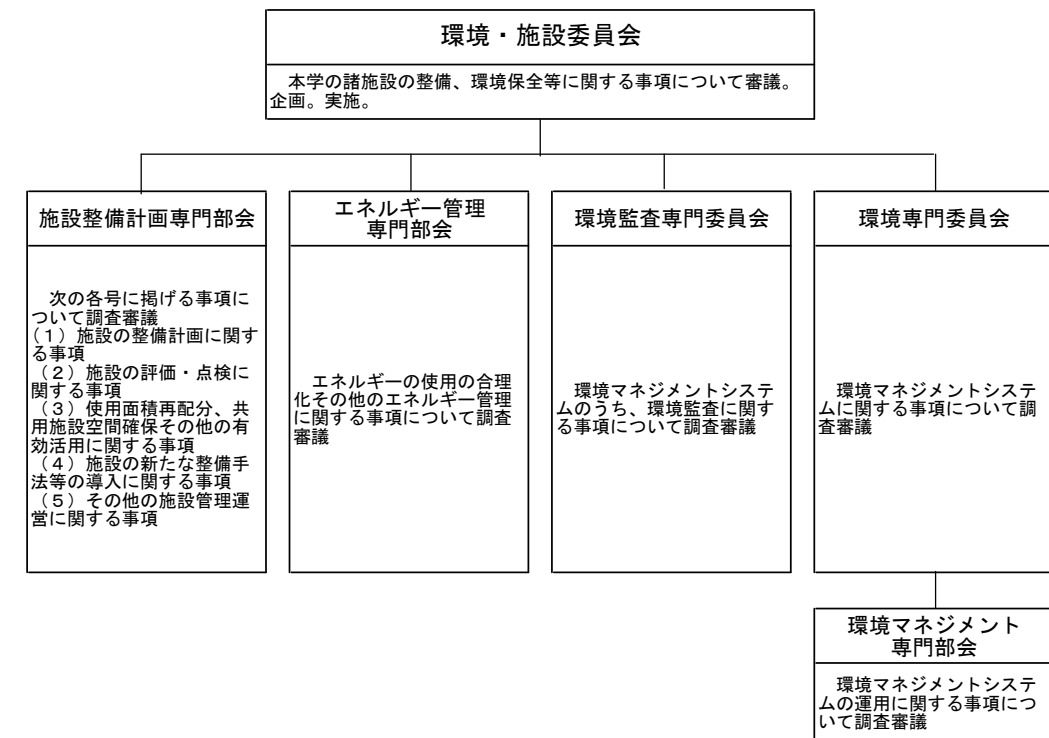


図4 環境・施設委員会

（３）本学施設に関する状況と課題

本学は、わが国で国際的にもっとも知られた「京都」という歴史と伝統文化にあふれた都市内にある。主たる教育研究が行なわれている松ヶ崎キャンパスは、地下鉄烏丸線松ヶ崎駅から近く京都駅から30分程度であり、さらに一駅で宝ヶ池の国立国際会館に行くこともでき、交通の便は極めてよい。賀茂川から東へ植物園、陶板名画の庭、総合資料館、京都コンサートホール、宝ヶ池公園スポーツ広場、五山送り火の「妙」、「法」、高野川と続く北山通りに近く、東に比叡山をのぞむ閑静な住宅地域内にキャンパスはある。松ヶ崎キャンパスは手狭ではあるが、れんがタイルによる外装を中心として統一感のとれたデザインで、周辺の住環境にも比較的調和している。また生物資源フィールド科学教育研究センター、ショウジョウバエ遺伝資源センターを有する嵯峨キャンパスは、JR嵯峨線嵯峨嵐山駅から近く、大覚寺、広沢池などに近い風光明媚なところにある。桑畑を中心とした6haにおよぶフィールドはバイオ系の教育研究のみならず嵯峨野の景観保全にも寄与している。今後とも、こうした自然や歴史的環境保全に十分配慮しつつ、京都という都市環境への寄与を果たす施設整備を行ってゆくことが重要である。こうした姿勢での整備は、生活環境に対する教育効果も期待できる。

一方、近年の教育研究の新展開に伴う学科・専攻の改組に際し、施設増築や改築は十分な措置がされておらず、学内の既存スペースの遣り繰りで対処してきた。また、給排水設備や電気設備などの老朽化も進み、教育研究環境の健全な維持保全も困難となりつつある。さらに現行の耐震建築基準が施行された1986年以前の建築が多く、それらは現行基準では既存不適格となる建物であり、耐震強度が乏しく、早急な耐震補強・改修が必要である。2006年度より、国の予算がつき、ようやく行なわれるようになった。

また、大学施設に対する教員、学生の意識改革も必要である。国立大学法人の大学施設は言うまでもなく国民の税によって建設、維持されているものであり、学生も教職員もあくまで使わせてもらっているという意識にたたなければならない。什器にしても同様である。常に清潔にするように努め、傷をつけたり、破損させたりしないように注意して使用してゆく姿勢がなければならない。これまで曖昧であった施設使用規定なども検討する必要がある。

3-2 環境マネジメント

（１）環境方針

科学技術が飛躍的に発展して豊かな社会をもたらした反面、今、地球規模での環境問題の解決が緊急の課題となっている。本学は、前身校の創設から100年を超える歴史の中で、常に人間と自然環境との調和を重視した教育研究を進めてきました。2003年には以下の「京都工芸繊維大学環境方針」を定めてISO14001を認証取得したほか、教育面では環境マインドを持った学生の育成に力を入れるなど、全学をあげて環境問題に取り組んでいる。

京都工芸繊維大学環境方針

A. 基本理念

20世紀に目覚ましい進歩を遂げた科学技術は、我々に多大の利便性をもたらした。しかしその反面、環境に配慮を欠く利便性、効率の追求は、地球環境破壊、資源・エネルギーの枯渇という深刻な負の遺産をもたらし、「環境、資源、エネルギー問題」という早急に取り組まねばならない最重要課題を21世紀に残した。我々が、地球、資源、エネルギーが有限であることを認識し、これらを健全な形で将来の世代に継承して持続性のある人間社会を構築するとともに生態系を維持していくことは我々の責務であり、これに向けての具体的な取り組みは不可欠である。

京都工芸繊維大学の教職員と学生は、協力して環境の保全と改善に努め、また、教職員は環境教育を通じて、研究活動はもとより日常生活においても常に環境問題に配慮しながら行動する、

「環境マインド」を持った学生を育成し、21世紀の持続可能な発展に貢献する。

B. 環境方針

1. 全サイトの構成員(以下、構成員という)は、その活動が環境に与える側面を常に意識して、環境に配慮した教育・研究を積極的に進めるとともに、環境汚染を防止し、省資源・省エネルギー・廃棄物削減に取り組むことにより環境負荷低減を推進する。
2. 全サイトのすべての活動に適用される環境関連法規、規制、協定などを遵守し、さらに環境負荷低減を推進するための要求事項を考慮して自主基準を設け、これを遵守する。
3. この環境方針を達成するために環境目的・目標を設定し、全サイトに関わるすべての教職員、学生が一致してこれらの目的・目標の達成を図る。
4. 環境監査を実施して、環境マネジメントシステムを見直し、継続的改善を図る。

この環境方針は文書化し、全サイトに関わるすべての構成員に周知するとともに、大学内外にも開示する。

2003年1月1日 京都工芸繊維大学長 木村光佑

2004年4月1日 京都工芸繊維大学長 江島義道

（２）環境マネジメントシステム

1) 『環境マインド』をもつ学生・若手研究者の育成

前述の環境方針にも示しているが、講義や実験などによる環境教育の充実に加え、環境目的・目標に決めている事柄を実行するという実地体験を通し、『環境マインド』をもつ学生・若手研究者を育成することが最大の特徴である。今後は、学生の自主的な環境活動を生み出す原動力となることも期待している。

全学拡大取得を契機に教育・研究の場である大学の特色を生かし、環境負荷などマイナス面だけでなく、「教育・研究」をプラス面として評価した新しい環境マネジメントシステムを構築し、積極的に環境教育・研究を進めている。

2) 目的・目標

これまでの「電気使用量の削減」、「紙使用量の削減」、「化学物質管理の徹底」、「実験廃液・廃棄物の管理徹底」、「廃棄物の再資源化の推進」、「高圧ガスの管理徹底」及び「環境教育・研究の推進」という7項目の目的・目標にシステムを運用している。

これらを達成するために、夏季クーラーの時差運転の推進、両面コピーおよび不要紙の裏面利用の推進や伝達手段のペーパーレス化、PRTR法対応試薬を含めた化学物質管理の徹底と化学物質管理のデータベース化などを実行し、記録を残している。高圧ガス管理データベース構築も行っている。廃液や廃棄物の分別と処理及び廃棄物の再資源化は、既に長年にわたり全学的に取り組んでおり、さらに推進していく。「環境教育・研究の推進」としては、これまでから行っている環境に関する公開講演会をさらに充実すると共に、各研究分野でも積極的に環境関連の教育・研究を行う。

（３）エコキャンパス

本学では、教育研究活動に必要なエネルギーや水を、環境に配慮しつつ効率的に供給するため、様々な計画を策定している。

環境負荷の低減をテーマに、光・風・熱などの自然エネルギーを最大限に利用するとともに、水やエネルギーを無駄なく利用するためのシステムを計画し、更に、周辺の自然生態系や水の循環を復元することを目指したエコロジカルなキャンパス整備を目指している。

○自然エネルギーを活用する取り組み

（１）自然風の活用

- (2) 自然光の取入れ
- (3) 屋上緑化・壁面緑化
- (4) 地中熱による予冷・予暖（クールピット）（※1）
- 水資源の有効活用と廃水浄化
 - (5) 水リサイクルシステム（中水道）
 - (6) ビオトープ（※2）と自然型水路の整備
- 新エネルギーへの取り組み（複合エネルギーシステム）
 - (7) 太陽電池
 - (8) 燃料電池
 - (9) コ・ジェネレーション（※3）による電気・熱供給

※1：地中の熱を取り出すための空気の通り道。

※2：ギリシャ語で「人間が生活する中での、生物（bio）が生きていく空間、住み場所（tope）」という意味で、都市において、植物・動物が共生できる生物生息空間の創出または復元した場所を示す。

※3：発電の際に排出される熱を空調などにも利用することにより、電気と熱の両方を供給する仕組み。

また、環境教育研究の推進にも積極的に取り組んでおり、環境マネジメントシステムでは、環境側面のプラス面として登録している。

（4）エネルギー管理標準

本学では、省エネルギー活動を推進することを目的として、2006年4月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（以下「省エネルギー法」という）に適合したエネルギー管理標準を文書化し、キャンパスにおいて消費される電力、化石燃料、ガス燃料及び給水に関する管理を行っている。

（5）ISO14001の全学認証取得

環境に関する国際標準規格であるISO14001を、本学は既に2001年9月、一部の学科等において正式認証取得したが、これを全学に拡大し、2003年9月16日に全学認証取得した。

全学拡大により、対象組織は全研究分野、教育研究施設、事務局、図書館、生活協同組合にわたり、構成員も全教職員・学生に及び、これにより全ての本学の学生が、環境マネジメントの経験をもって卒業していくこととなる。

[取得に至る経緯と特色]

- ① 2001年9月に環境科学センターと物質工学科を中心とした28サイトにおいてISO14001を認証取得。この経験を基に、2002年夏から準備を開始し、2003年4月より全学認証取得に必要な体制を整備し、これに沿った運用を開始。2003年8月19日～21日の3日間にわたり、審査機関である日本化学キューエイ株式会社により審査を受け、9月16日に全学で拡大取得した。
- ② 学生も含めた全学認証取得は全国の理工系大学で本学が初めてである。
- ③ 大学全体がISO14001認証取得に取り組むことにより、大学の全構成員が環境問題の重要性を認識するほか、特に学生を構成員に含めていることにより、「環境マインド」を持つ学生を育成・輩出することとなり、今後、彼らが企業や社会の第一線に立つことを考えると、我が国全体の環境保全等の向上に極めて有効であり、このことは、これからの教育機関の責務の一つでもあると認識。

- ④ また、これまで一部の学科等において実行していた電力、紙使用量削減等のISOでの取り組みを全学に拡大することにより、環境改善、資源・エネルギーの節約、経費節減など実質的效果が大きいと考えられる。

法人化後の大学施設のマネジメントについては、文部科学省の有識者グループにより、2003年8月に提言がとりまとめられているが、その中で目標設定の例として、環境関連の国際標準規格である「ISO14001」の認証取得が挙げられている。大学全体として、法人化前にISO14001を取得したことにより、安全対策の徹底、環境への配慮など法人化への移行が円滑に進んでいる。

3-3 施設マネジメント

キャンパス全体について総合的かつ長期的視点から、教育研究活動に対応した適切な施設を確保・活用するため全学的な視点に立った施設マネジメントを、業務管理センターとしての環境・施設委員会のもとに行っている。その具体的内容は、企画・計画、整備・補修、維持・管理の全般にわたる業務であり、次の施設マネジメント方針に基づき、大学のトップマネジメントとして位置づけ実施する。

（1）施設マネジメント方針

大学における施設マネジメントの必要性については、文部科学省「今後の国立大学の施設管理に関する調査研究協力者会議」において、法人化後の国立大学には総合的・長期的視点に立った施設マネジメントの導入が必要であると提言されている。本学では、以下の項目を重点的に計画実行しているところである。

1) 教育研究環境の質の向上

- ① 快適な学習スペース、教育実験・実習施設ならびに研究スペースの充実整備と教育研究支援サービスの効果的実施が行えるスペース整備を図る。
- ② 実験系教育研究施設も多く、施設の安全性・信頼性を確保するとともに、労働安全衛生法に対応した整備、運用を行う。
- ③ ユニバーサルデザインを取り入れた改修整備を行う。
- ④ 新たな教育研究分野の展開のために設置された教育研究プロジェクトセンターや繊維科学センターなどのスペースを確保し整備を図る。
- ⑤ 学内諸施設のセキュリティ管理の向上を目指す。
- ⑥ 老朽劣化している施設修繕箇所を解消すべく、その所用額の把握を行い、順次実施していく。

2009年3月追記：

「法人化以降の実績をまとめると、アスベスト除去工事が完了した。バリアフリー化では、3号館にエレベータを新設し、各建物のエレベータの改修するなど改善に努めている。同じく便所の改修工事を計画的に進め、現状86%以上の進捗状況にある。耐震改修工事を契機に、大学院生及び若手研究者の室の確保、学部生に対する自習室の確保、適正な講義室面積の確保が実現されてきた。今後、建築設備面での防犯対策の向上が課題である。」

2) 建物の耐震安全性の向上

1970年以前に建設された建物は、学生寮や職員宿舎などを含めて大学全体の建物面積比率で44%を占めており、かつ多くの建物の耐震基準強度(Is)値は教育施設として通常要求される0.7（一般建物0.6）を大幅に下回っている。2005年度補正予算において、初めて耐震補強が行われることになったが耐震補強の必要な建物は多数あり、その実施は緊

急の課題である。

なお直ちに実施可能なこととして、建物内の不要物品の廃棄処分を積極的に行い、建物の積載荷重の軽減、避難通路の確保を図っていくことなどが挙げられる。

2009年3月追記：

「2006年の4号館の耐震及び機能改修工事をはじめとし、2009年にかけて毎年耐震改修工事を行った結果、IS値0.3以下の建物約4万平米分の耐震改修工事を完了することができた。(耐震改修を行ったのは、2号館(南・北・中棟)、4号館、5号館、6号館、7号館、10号館、11号館、12号館、東1号館、本部棟、図書館、洛西寮)」

3) 法人による施設の恒常的な保守管理

- ① 教育研究スペースの配分ルールの策定を行う。
- ② 施設の使用状況把握とスペース配分の適正化を図る。
- ③ 費用負担制度の導入を検討する。

(2) 学生・教職員による環境施設評価システム

施設の利用者としての意見・評価を、積極的に施設マネジメントに反映させるために「施設満足度調査」を実施している。「施設満足度調査」は、3年ごとにすべての学生・教職員を対象に実施する。また、新たな施設整備を行った場合は、その都度、その利用者を対象に実施する。

・満足度調査

調査期間：平成16年6月21日～7月9日
 調査対象者：全学学生(学部学生及び大学院生)と教職員
 4,850名
 回答者数：学部学生1,261名、大学院生585名、
 教職員等368名
 計2,214名(45.6%回収)

本調査結果では、ISO14001を認証取得していることもあり、省エネルギー、省資源などのソフト面では、十分な実行がなされていることが確認されたが、ハード面である施設・設備面での不満が多いことが確認された。キャンパスマスタープランにおいては本調査結果も考慮し、策定している。

(3) 環境施設整備への学生・教職員の参画

環境施設整備について、設計競技(デザイン部門、アイデア部門)の実施を進め、学生・教職員の意見、アイデアを取り入れていく。その最初のプロジェクトとして、2005年3月から5月にかけて学内募集した「松ヶ崎キャンパス中央西門廻りのアメニティ設計競技」の最優秀案を基にして作成された計画が、2006年度末に実施される予定である。また、学内教育推進事業として、ウッドデッキ製作や廊下を利用したギャラリー整備などが行なわれている。

なお、教職員・学生が参加する構内一斉清掃(春期)を実施しているが、一時的な美化のみならず、恒常的な美化のための学生・教職員の意識の向上を図っていくことが重要である。

(4) エネルギー供給計画

エコキャンパスの構築を目標に、建築・構造・設備を一体とした施設整備を行い、環境負荷低減と省資源さらには施設維持管理費の節約を図る。また、施設計画においては自然エネルギーの有効活用や新エネルギーシステムの導入などを積極的に検討していく。

エネルギー管理は、一元的に行うとともに、大規模な施設整備にあたっては、その設備インフラ基盤強化と保守管理を効率化するために共同溝を整備し、既設共同溝システムの拡充を図る。

(5) 情報通信ネット計画

現在、松ヶ崎団地の情報科学センターを中心とした、ATM-LANバックボーンと1GbE(ギガビットイーサネット)バックボーンのネットワークで構成されている。古い方のATM-LANバックボーンは1996年に敷設されたもので、今後、この部分を10GbEネットワークに替える必要があり、予算の確保を推進する。

その他の計画としては、インターネット接続における国立情報学研究所SINETと商用ISPのより効率的な使い分け、光ケーブルとメタルケーブルのさらなる敷設による松ヶ崎団地の有線および無線LAN使用可能エリアの拡大整備のみならず、吉田団地(国際交流会館)及び大將軍団地(学生寮)を、情報科学センターを中心とするネットワークに直結する計画も整備課題であり、情報セキュリティ対策に配慮しつつ、これら情報通信ネット環境の整備を推進する。

(6) 廃棄物処理計画

廃棄物処理法を順守し、環境マネジメントシステム(EMS)で実施している手順書に従うとともに、廃棄物の減量化およびリサイクルを積極的に推進して維持管理する。特別管理産業廃棄物については、業者に委託しマニフェストを回収保管し、処理実績について報告書を京都市に提出する。一般廃棄物については、再資源化できる廃棄物と焼却・埋立処理するものとの分別収集の徹底を図る。

(7) 施設管理システム

本学では、大学施設の利用状況を実地調査し、そのデータをもとに下記の目的を持って施設管理システムを構築し、大学ホームページ上(学内のみ)で公開している。このシステムを常時更新しながら施設管理に活用し、既存施設の有効活用を図っている。

- ① 狭隘状況だけでなく、使用頻度など使用状況の適切な把握
- ② 施設の利用状況などに関するデータベースシステムの構築
- ③ 面積の再配分、共同研究スペースの確保

発生した余剰スペースを狭隘状況にある学科などの実験施設などのスペースとして使用する。

(8) 防犯計画

学内の防犯のため、時間外の施錠方式として主要な建物の出入口に電気錠を計画的に整備してゆく。(その解錠のシステムの選定については、今後、十分な検討を行う。)

(9) 施設管理運用規則

本学の施設管理や運用については、理事をトップとした環境・施設委員会を中心として、以下の規程等により運用している。これらの諸規定により、施設の整備、環境保全、施設の点検・評価、使用面積再配分、エネルギー管理や共同利用スペースの運用等を行っている。

2009年3月追記：

「環境・施設委員会では、2008年に「施設使用指針」を定め施設の管理運用に関する実用的な管理マニュアルとして活用している。：添付資料1(別冊)

内容は、面積基準の原則、面積配分の指針、施設利用の指針の3部から構成され、「基準面積の原則、面積配分の原則、管理責任の原則」を確立し、限られた建築資源を有効活用し、公平公正の原則に則った秩序ある施設利用や教育研究組織の変化や人員の変化に、柔軟かつ安定的に対応できる施設運用の指針を定めるものである。基本となる数値は学生数、教員数、事務職員数であり、人事、予算、施設の3資源は基本的に同型の配分方式を有し、連動することになる。」

規程等名
京都工芸繊維大学環境・施設委員会規則
京都工芸繊維大学環境・施設委員会施設整備計画専門部会細則
京都工芸繊維大学環境・施設委員会エネルギー管理専門部会細則
京都工芸繊維大学における共同利用に係る施設の活用に関する基本指針
京都工芸繊維大学共同利用スペース利用要項
京都工芸繊維大学共同利用スペースの利用料金等を定める要領

各規則等については、付録を参照されたい。なお、2006年度の大学改革に伴って、各規則の改訂が早急に行なわれなければならない。

4. フィジカル・プラン

4-1 基本方針

京都工芸繊維大学は小規模ながらも、我が国伝統文化の中心である古都京都にあり、比叡山を臨む北山松ヶ崎を主キャンパス、嵐山嵯峨野を附属キャンパスとする、まさに風光明媚な環境を享受できる地にある。本学は、国立大学法人として、この京都の世界的知名度と歴史的文化環境、自然環境を今以上に活かして教育研究の更なる活性化に寄与するよう戦略的に整備を行い、国際的工科系大学としての地位の確立を目指してゆかなければならない。また、我が国の産業基盤を支えるために不可欠な理系技術者人材を育成するために、受験生の本学への入学意欲が助長されるような魅力あるキャンパス環境づくりに取り組んでゆかなければならない。さらに、成熟都市型キャンパスとして、地域への貢献をも考慮した整備を限られた予算の中で計画的に行う必要がある。

本学では、キャンパス・フィジカル・プランとして、以下の基本方針で具体的整備にのぞむ。

- (1) 21世紀の本学の役割を念頭において行なわれている改革に基づくアカデミック・プランを推進する整備を行う。
- (2) 学生の教育研究環境の整備をこれまで以上に重点的に行う。また、教育研究環境における安全衛生的観点からの改善を推進する。ユニバーサル・デザインに配慮する。
- (3) 改革を教育研究施設面および施設運営面でも十分支援できるよう、ゾーニング計画、床面積配分、ならびに施設使用要領などを検討し、具体的な整備事業に反映させる。
- (4) 本学の教育研究の特徴となる教育研究プロジェクトセンターや本学重点領域研究のための共同利用研究スペースの整備を行う。また教育研究センターの施設の充実を図る。
- (5) 省エネルギーを促進し得る施設の改善を促進する。
- (6) 本学では近年館内禁煙を実施しているが、健康増進法の施行もあり、より一層の館内禁煙の徹底と、喫煙スペースの整備を行うことによって分煙を図る。
- (7) 周辺地域環境に配慮した整備を行う。
- (8) 教職員および学生等に、改めて法人施設等が国民からの負託であることを想起させ、環境の維持保全に努めるような施策を講じる。

本プランの遂行により、本学キャンパスが、学生、教職員、卒業生等にとって本学への愛着や誇りの源となり、また来訪者や地域住民に愛されるものとなることを目指す。

4-2 松ヶ崎キャンパス・ゾーニング計画と施設整備の課題等

2004年度まで各学科・専攻の配分床面積を見直し、1000m²の共同利用スペースの捻出を目標に構内移転を実施してきた。未だ学科・専攻単位では配分床面積の均等化は完済していないが、1000m²の共同利用面積は確保し、2005年度補正予算による4号館の耐震補強ならびに4号館（プロジェクトセンター棟）への改修、5号館の耐震補強ならびに教育研究環境整備が実施されている。

2006年度にはじまった改革は、21世紀の本学の中長期的な体制を示唆しており、適格な施設配置の実施によって教育研究面、事務運営面において、より効果的に成果があがるようさらに整備が計画的に実施されねばならない。そのためには、改めてゾーニング計画、配分面積等を見直し、より適切な計画を再策定する必要がある。大学の床面積には、基本的に設置基準に定められた数値があるが、現実の床面積はそれを満たしているわけではない。法人化された時点での床面積をベースに、今後は法人の努力のもとで教育研究環境をより良くしてゆかねばならない。それには、まず基本的に現状に基づいて本学独自の教員1人当り、大学院生1人当り、学部生1人当りといった床面積量を定める必要がある。従来、これらは前記の設置基準床面積から整備率、共用率等から一応定められていたが、あらゆる面積が未整備、未充足という状況での配分となり、

平均値以上であっても常に不満足なものと受けとめられていた。現状の床面積をベースとし、学生数に基づく再配分基準を設けることで、不満足感および不公平感等をなくしておくことが重要である。その上で、大学として新たな展開を図る場合には、大学としての確に面積を措置すること、あるいは文部科学省等に必要床面積を厳格に要求することが出来るようになる。また本学として、基本的に必要な講義室面積、室数の量のある程度余裕をもって定めておかなければならない。

なお、従来慣習となっていた学科・専攻という面積配分・管理の考え方から、教育プログラムとしての学部課程、大学院専攻課程における学生スペースの確保、教員所属部門としての教員スペースの確保という考え方に変えてゆく必要がある、そうした点も含めて床面積配分・管理のあり方について、改めて検討する必要がある。

ゾーニング計画の一案として、現時点で次のようなことが考えられる。

- I. 3学域、基盤科学部門、先端ファイブ科学専攻等の教育課程、教員所属部門について
 - ① 生命物質科学域は、現在、1、2、12号館を中心に、一部3、10号館および11号館に分散している。松ヶ崎西キャンパス北側地域を生命物質科学域の領域としてまとめることが考えられる。
 - ② 設計工学域は、現在、1、5、7、8、10号館を中心に、3、6、11、12号館に分散している。これらを松ヶ崎西キャンパス南側中央付近にまとめることが考えられる。
 - ③ 造形科学域は、現在、東1、2号館を中心に、一部の実験・実習施設を1号館地下、3号館、8号館、10号館に保有している。今後も松ヶ崎東キャンパス南側を基本とした整備が考えられる。
 - ④ 先端ファイブ科学専攻は、現在、6号館を中心に、一部が2、4、8、10号館に分散している。4号館の全面改修もあり、配分面積の確認後、改めて6号館を中心とした配置が考えられる。
 - ⑤ 基盤科学部門は、これまでの組織体制上、最も分散した配置となっている。部門運営上、共通機器経費や事務連絡等、様々な不都合が生じる可能性がある。一つの案として、4号館および現在の本部棟などを中心にまとめることが考えられる。
- II. 教育研究センター、教育研究プロジェクトセンター等について
 - ① 本学の伝統と特徴を明確に具現化するために繊維科学センターの施設建設は不可欠であると考えられる。現在、2、4号館（プロジェクトセンター棟）を利用しているが、松ヶ崎西キャンパス西北部の産学官連携ゾーンなどに早急に整備する必要がある。
 - ② ものづくり教育研究支援センターは、現在の機械工場を中心として考えられているが、設計工学域との関連もあり、10号館西の造形工房や現生協売店付近の松ヶ崎西キャンパス西縁南側あたりも適当と考えられる。
 - ③ その他の教育研究センター等は、基本的に現在位置で、教育研究の活性化に必要な施設整備を必要に応じて実施する。
- III. 本部事務局等について
 - ① 本キャンパス内で、最も歴史的に古く、本学の伝統を学生、訪問者等に熟知させるためには、3号館を本部事務局とするのが最適であると考えられる。また、3号館を登録文化財とすることは意義深い。
 - ② 小規模大学としての利点を積極的に活かすためには、法人と大学との密接な連携が必要であり、研究科長を中心とした大学中枢が1階、2階以上を法人および大学事務局とすることが考えられる。
 - ③ ①の案によって、現在、分散かつ手狭になっている研究協力課、国際企画課、大学セ

ンターホール事務スペースなどの改善が図れると期待される。

- ④ Iの学域等のゾーニング完了後を考えると、現在の3号館位置はバランスのとれた位置にあると思われる。
- ⑤ この案の問題点は、研究科教授会等の多人数収容の会議室の確保と、現在、使用頻度の高い講義室群が3号館にあり、その代替が確保できるかということである。また、法人、大学本部としてのセキュリティ確保の問題もある。
- ⑥ 現在、事務系倉庫は各所に分散し、一部系統的管理が行なわれ難い状況になっていると思われる。書類保管や、イベント用器具、災害用器具など、計画的な倉庫活用が出来るよう、倉庫スペースの位置と容量を適切に確保しておく必要がある。
- ⑦ 現在、大学事務からの掲示板は、大学センターホールを中心に配置されているが、雨天時等には利用し難い。学生等への連絡にネット利用の促進も必要であるが、掲示施設の改善も望まれる。教員や各課程、専攻からの特別講演などの掲示が、廊下・トイレ・EV内等に行なわれているが、こうした掲示についてもルールが必要である。また、学生掲示板の整備、利用ルールの再検討も必要であろう。

IV. 講義室等について

- ① 学部・大学院カリキュラムに従って講義室の適正な使用計画を策定した上で、講義室数の確保を行わなければならない。今回の改革における人間教養科目の1本化により、受講生の数の増加等もあり、より細かな使用計画が必要である。また、夜間主コースの定員減により、夜間の使用講義室の限定化も図れるはずであり、エネルギー節約の観点からも、適切な使用計画の策定が必要である。
- ② ゾーニング等による構内移転に伴って、建物下層階での講義室確保が望まれる。2号館南棟1階スペースなどは、新たな講義室の候補であろう。
- ③ 今回の改革で学域共通実験や実習が設定されている。これまでの実験、実習教育プログラムの見直しを行うことによって、実験、実習スペースの効果的運用が望まれる。
- ④ 現在、造形工学課程、デザイン経営工学課程を除いて、いわゆる研究室配属前の学部学生には、専用スペースは確保されていない。近年の図書館整備によって、自習スペースはかなり改善されているが、大学会館等の見直しも含めて、さらなる自習スペースの確保や学生による自主的研究スペースの捻出を図ってゆくことが望まれる。
- ⑤ 講義室の机や椅子、機器等が貧弱であることは疑い得ない。学生、教職員の要望も高く、毎年、改善してゆくことが必要である。

V. アメニティ・スペース等について

- ① 松ヶ崎西キャンパスの学生食堂、大学会館、8号館に囲まれた広場と、図書館南側広場が、学生、教職員の憩いの場であろう。これらの場所では、学生によるウッドデッキの設置が行なわれ、他大学にない柔らかな雰囲気醸し出されている。今後もウッドデッキの腐朽や造形工学課程の実習課題の展開によって、これらの更新、整備が継続されると期待される。
- ② 本学周辺部ペリフェリーは、地域との関係を隔絶している感があり、有効に活用されているとは言えない。例えば、松ヶ崎西キャンパス南縁側に、生協購買部や、書店、ファカルティ・クラブ、同窓会関係施設などをおくことで、南側道路の雰囲気は一変するであろう。
- ③ 松ヶ崎西キャンパス中央門南側の旧倉庫は2004年度の学内アイデア設計競技の対象にもなり、その利用が注目されている。本部機能が松ヶ崎西キャンパスに移れば、守衛所としての機能と本学のインフォメーション・センターなどとしての機能をもった施設に改修されることになる。
- ④ 松ヶ崎西キャンパス北縁側は、現在、いかにも大学の裏という通りになっている。例

えば、サクラ並木として整備するなどによって、大学北側住民にも楽しんでもらえ、地下鉄からのアクセスが快適になるような工夫が必要であろう。それに併せて、工織会館や旧外国人教員宿舎、松ヶ崎西キャンパス西北域の産学官連携関係諸施設の整備を進めることで、北側の改善が図れると思われる。

VI. スポーツ・課外活動スペースについて

- ① 体育館、武道場等の改築計画は何年も前から文部科学省等に継続要求しているが、本学の教育研究特性から実現の可能性は極めて低いと言わざるを得ない。したがって基本的に、現在の配置・建物が維持されると考えられるが、補修等は必要である。建て替えの可能性は、寄附によるかPFI事業によるかしか考えられない。なお、地域住民からのテニスコート、グラウンド等のスポーツ施設の貸与要望は潜在的に高いと考えられ、都市内のキャンパスとして計画的に対処してゆく必要がある。僅かであっても、利用料金を補修費用にあててゆくなどの工夫が考えられる。
- ② 体育系クラブボックス（器具庫）、文化系サークル共同利用施設等の補修等を継続的に行ってゆく必要がある。
- ③ 学生サービス課が管理している大学会館が課外活動に使われている場合もあるが、その利用予約や空き時間等の検索を学内専用ネットで行えるようにする必要がある。
- ④ 現在、松ヶ崎祭実行委員会・新入生歓迎委員会等が生協売店の2階（課外活動合宿施設）を期間限定で使用しているが、キャンパス・プランの整備に際し、改めてこの場所が適切か再検討する必要がある。

VII. 駐輪スペース等、交通問題について

- ① 現在、松ヶ崎西キャンパス中央門北側の自転車駐輪場、松ヶ崎東キャンパス中央門南側のバイク駐輪場はうまく機能している。また自動車の駐車スペースも入構制限によってかろうじて確保されているという状況である。しかし、松ヶ崎西キャンパス北西部の門近辺、松ヶ崎東西両キャンパスの各建物の入り口近辺の駐輪状態は目にあまる状況である。駐輪ルールを策定しても、それを厳密に遂行することの困難さは、過去の取組みを見ても明らかである。駐輪場の施設、配置をより美的となるようにすることや、快適な歩行空間を造るなど、建築的解決が望まれる。
- ② キャンパス・プランの整備後を想定して、改めて適切な駐輪、駐車場配置と管理運営方針を安全管理センター安全対策専門部会との連携で策定する必要がある。

4-3 アカデミック環境計画と整備方針等

21世紀のユビキタスネット社会では、学内のあらゆる場所でも無線LANが利用でき、本学以外の教育研究関連機関からの学習情報も学生、教職員が個別に得られるようキャンパスのサイバー化を充実整備してゆくことは不可欠である。一方、工科系大学として、机上の理論のみでなく、我が国のものづくりを支える人材育成という本学の特徴、個性を発揮してゆくためには、実験・実習環境の充実整備も図られなければならない。

また、今回の本学の教育改革は大学院教育の実質化、重点化を図るものであり、従来、専攻によっては大学院講義室やゼミ室（演習室）を定常的に確保し得ていなかった実態の解消を早急に行わなければならない。

さらに、大学施設は、各種研究会や学会活動への利用や、社会連携・地域連携としての住民への貸し出し等も念頭においた整備が必要であろう。

なお、講義室、研究室、演習室などは、最近の公開化やハラスメント防止対策から室内の様子が窺えるようドア等に透明部分を設けることが望まれる。

① 講義室

ネット社会においても講義・演習は、教員が伝えたい内容を生に伝え、研究の現状をアップデートに提供し、聴講する学生たちの学習意欲が醸成される場である。大学という特定の場にいることの意義の大部分は、まさに講義に参加していることであるとも言える。したがって、講義室環境はそうしたことに応え得るものでなければならない。

教員の講義方法にも、その内容に応じ様々なタイプがある。すなわち、

- 理論や式展開を順次示し、考察しながら、学生にノートをとらせる板書型
- 体系化された理論や新しい情報、造形情報などをPCプロジェクター等のビジュアルを使って講義するビジュアル型
- 工科系大学特有の実験、制作を見せながら講義を行う実験実習公開型
- 高年次や大学院生で講義中に教員とディスカッション等を行う討論型
- LLなどヒアリング機能も備えた言語教育型
- ネットによるeラーニングなどITを駆使するIT型

こうした講義のタイプに対応できるよう、黒板の他、スクリーン、プロジェクター、マイク等の映像・音響設備、IT設備、実験可能教壇などの講義室設備や、机・椅子などについても更新整備してゆかなければならない。本学では、経常的に、学生・教職員による施設環境評価を実施しており、そこで得られた意見等を参考に、常に更新、整備を図ってゆく必要がある。

既に本学では、法人化前の第1次学内ゾーニング移転実施時に講義室の利用率の向上が図られ、その率はかなり高い状況となり、効率的運用が図られている。しかし、今回の大幅な改組に伴う教育プログラム改編において、受講者数の変化が生じており、一部で150人を超える教室の確保、また一部で40人程度の教室数の増加が望まれている。今後計画中のゾーニング実施やキャンパス整備の計画の中でそれらの実現を図ってゆかねばならない。

また、省エネルギーの観点から、講義終了後や休暇中の講義室の管理方法（終了後の施錠および朝の解錠の問題）、室内灯や空調の管理方法などを明文化するなどして、教職員、学生に周知しておくようにする必要がある。

② 大学院講義室・ゼミ室（演習室）

一部の学域・専攻群では、学部とも共通で、面積の異なる大小いくつかの演習室を共有で捻出し、ネット予約システムにより大学院講義も含めた運用を行っているところもある。しかし、本学では大学院講義・ゼミ用の比較的小規模講義室・演習室が明確に確保されているとは言い難い状況である。本学のアカデミック・プランから大学院教育のより一層の充実が望まれており、大学院講義室、ゼミ室のスペース確保は早急の課題である。今回の本学の教育改革によって生まれる学域毎、あるいは専攻毎に、こうした大学院教育用スペースをある程度確保（少なくとも200m²程度）することが必要である。

なお、受講生の数によっては、①の講義室の利用も考えられるが、そのためには十分な講義室確保を行わなければならない。また、図書館、大学院ベンチャーラボラトリー、学生会館等、現在不定期での利用や利用者が限定されている施設等についても、曜日や時間を限定しての定期的利用を検討することも考えられる。

③ 学部課程教育用実験・実習室

本学は、開学以来、理論研究にのみ偏らず、実際に「ものづくり」のできるあるいは実質的に「手の動く」専門技術者、研究者の養成を念頭に置いている。しかしながら、近年の財政難もあって、こうした学部課程教育用の設備は十分な手当てがなされているとは言い難く、時代の流れに取り残されているものも出始めている。基本・基礎においては、そうした時代潮流にかかわらず古典的なものも重要ではあるが、設備の更新は必要である。法人化前の第1次学内ゾーニング移転における教育用実験室スペースも移転があり、室内環境等について

は、多少整備された箇所もあるが、今回の本学の教育改革によって再度、学域毎あるいは全学的に実験・実習の教育プログラムの見直しによって改めて検討を行い、中長期的計画のもとで機器の更新、施設整備を行っていかなければならない。

また、第1次学内ゾーニング移転によって、講義室を実習室に転用したものもあり、照度、電源等の不足が生じているところもあり、早急に改善が必要なところもある。

④ 大学院学生用研究室および実験・実習室

研究室（実験室）の利用方法が建設当初から大きく変化し、その空間構成が必ずしも機能的・効率的となっていない箇所が多々見受けられる。また、安全上十分とは言えない箇所もある。実験室の配置や面積は、実験機器の都合上、学生数の変動等に対して容易に変更することが困難な場合が多く、フレキシブルな対応が困難である。しかしながらある程度の期間毎に見直しを行ったり、教員の転出入時に機器の廃棄等も行って、スペースの有効利用を図り、安全性向上の改修等を行うことが望まれる。

⑤ 教員研究室・実験室

大学設置基準には、教員の研究室および実験室の面積が規定されているが、それらは廊下やトイレなどの共用部分も含まれての数値である。理工学系の大学ではこれまで小講座制の名残から、研究分野毎に教員（教授、助教授、講師、助手）の配分面積を総和し、それに学生（大学院生、3、4年次学生）の配分面積を研究室人数割り等して加えた総面積を、一括して教授が管理するといった運用がなされている場合が多い。本学でもそうした運用が行なわれている分野もある。しかし、2007年度から教員職制の役割は見直され、教員（教授、准教授、講師、助教）はそれぞれ独立した立場となる。また、本学では2006年度より教員は部門・専攻、学生は課程や専攻に所属することになり、教員配分の面積と学生配分の面積をこれまでと同様に考えるべきなのかどうか再検討が必要であろう。

また、教員研究室・実験室はある程度専門性を加味した標準仕様で法人が整備すべきである。教員が研究上において特殊な仕様を必要とする場合は、基本的に教員の研究経費等による負担で整備し、退職時には標準仕様状況に還元しておくようにすべきである。什器・実験機器についても同様である。引き取り者がいれば移設させるか、あるいは継続して利用しようとする教員がその研究室に引っ越し、元のスペースを空けるなどの対処により、常に、限られた面積での運用を心がける必要がある。共通利用が可能な機器であれば、学内の共同利用スペースなどへの移設も考えられ、そうした場合には法人側の移設費用負担も考えなければならない。

⑥ 大学センターホール

大学センターホールは、1986年2月に完成した、講堂・大講義室の機能をもったホール（固定770席）と中ホール・会議室、事務室等をもつ鉄筋コンクリート造2階建ての建物である。現在、松ヶ崎西キャンパス中央門から美術工芸資料館、1号館、本センターホールに囲まれた広場は大学の表玄関的役割を果たしている。ホールは卒業式や各種イベント、公開講義、多人数講義やオープンキャンパス、入試時の本部などとして使われている。1階事務スペースには、現在、学生サービス課と学部・大学院の教務を所掌する学務課があるが、いずれの課も手狭であり、後述する事務スペースの整備に伴って検討されることが望まれる。

⑦ 自習室

デザイン経営工学課程、造形工学課程の学生を除いて（これらの課程では実習課題のために教員や3年次以上・大学院生に配当される面積を1年次から割当てている）、概ね学部3年次までは図書館以外に大学内で各人が自習できるスペースが提供されていない。現在、講義室は通常施錠されていないため、空き時間に自習等に利用されている場合もあるが、1～2人の利用に電灯、空調等が使用されることになり、省エネルギー上問題であろう。少なくとも図書館とは別に松ヶ崎西キャンパス、生協食堂近辺に自習室が設けられることが望まれる。

講義室の施錠問題とも関連して、利用時間の設定など検討しなければならない。

また、学生の自主的研究プロジェクトや勉強会などが行える短期貸し出し型の小規模演習室などがあればよい。

4-4 事務スペースと業務管理センター

現在、事務部は本部棟に総務課、財務課、企画広報課が、大学センターホールに学生サービス課、学務課があり、2号館に国際企画課、3号館に入試課、総務課分室がある。また、地域共同センターに研究協力課、図書館に情報課があり、施設マネジメント課は松ヶ崎東キャンパスの旧車庫を改修して入居している。本学は、小規模大学であり、狭小な松ヶ崎キャンパス内に事務部が分散していても物理的距離は僅かであると言えるが、建物が異なることによる心理的距離はかなりあるようである。事務の円滑な情報伝達、情報共有、迅速な業務遂行には、より効率のよい空間計画が必要である。また、各課のスペースにはかなりのアンバランスもあり、狭小なスペースで業務を強いられている課もある。また、業務管理センターとして、総合教育センター、学生支援センター、アドミッションセンター、研究推進本部、国際交流センター、安全管理センター、環境・施設委員会、情報化推進委員会の8センターがあり、現在、アドミッションセンター、研究推進本部、国際交流センターには教員が配置されている。今後、他の業務管理センターにおいても教員が配置される可能性もある。こうした教員のスペースと各センター・スペースの配置および充実等も法人の活性化には必要であろう。

現在の本部棟は、床面積が少なく、また大学の顔としての歴史的伝統も感じ難い。本学内ではやはり現3号館が歴史的にも面積的にも最も相応しいと思われる。位置も本学の東西のほぼ中央にあり、大学センターホール、美術工芸資料館などにも近く中枢機能を配するには最適であろう。

また、現在、学生の窓口は大学全体として学務課、学生サービス課であるが、各課程、専攻あるいは部門においては、公式な窓口はなく、それらの箇所での対応はマチマチである。したがって学生へのサービスの度合いは各箇所バラバラであり、大学の主たる利用者である学生の中で不平等感があろう。また、教員への事務サービスについても同様である。法人として、今後もそれらを教員グループの裁量に任せたままでよいのかどうかということについて検討する必要がある。学域・専攻・課程の教育プログラムの運用とそれぞれに所属する学生への教育サービス、部門教員事務の効率化を考えると、それらに必要な事務スペースと要員について法人側が配慮すべきではないかとも考えられる。

高度技術支援センター(ATEC)は、現在3号館にある。3グループ6技術系の活動のうち、バイオ系は主たる活動が嵯峨キャンパスである。機器分析センターやものづくり教育研究センター、生物資源フィールド科学教育研究センターなどの教育研究センターや教育研究プロジェクトセンター、ならびに課程・専攻の教育研究などを支援しているが、センターの統括室(現在の3号館、あるいは総合研究棟)と必要な作業分室を明確にするとともに、技術支援が円滑かつ効果的に行えるよう運用システムの整備・周知が必要である。

4-5 体育館・スポーツ施設・課外活動施設

本学体育館は1967年3月に竣工している。武道場棟は1971年4月である。40年を経過し、老朽化も目立つ。特に、体育館は狭いだけでなく、天井高も低く、公式戦には使用できないなどの問題が生じている。弓場も距離が短い。プール、文化サークル共同施設なども含めた松ヶ崎東キャンパス東側の総合的改修が望まれる。また、テニスコートやグラウンドの定期的な整備も考慮しておく必要がある。体育館、テニスコート、グラウンドなどのスポーツ施設は、地域住民からの利用要望も寄せられている。授業や学生の課外活動が優先であることは当然であるが、使用ルールを地域住民の利用も考慮した上で再検討する必要がある。

また、松ヶ崎祭実行委員会などが使用している西キャンパスの売店2階のスペースについて、

そこが適切なのかも含めて検証が必要であろう。

4-6 大学会館・アメニティ・スペース

大学会館は、本学学生および教職員のための学術文化活動と福利厚生の場として、1988年5月に松ヶ崎西キャンパスの西南角に完成した。鉄筋コンクリート造3階建て、収容定員200名のホールをはじめ、本学生協が運営する食堂「アルス」、喫茶室「ベリタス」、ブックセンター、サービスカウンターがあり、また3階には音楽鑑賞室、会議室・研修室、和室研修室などがある。生協はその北側に「学生食堂」、「ミニコープ」を、また学生食堂西に売店、理髪店を運営している。これらについて、今後4-2 V.に記したような事項を検討する。

また、松ヶ崎西キャンパス中央門南側では2006年度末から倉庫を改修して、門衛所付設のアメニティスペースの建設が始まる。学内にはファカルティ・クラブ建設の機運もあり、今後も快適なキャンパス環境づくりが継続して行なわれることが望まれる。

4-7 嵯峨キャンパスと上賀茂用地

嵯峨キャンパスの面積は61,111㎡であり、生物資源フィールド科学教育研究センター、ショウジョウバエ遺伝資源センターがある。昨年度、寄附により研修施設として学道会館が完成した。本学の重要な個性を具現化するバイオ・環境系の拠点であり、今後とも計画的に補修・整備を行っていく必要がある。

嵯峨キャンパスの南の京都市立嵯峨中学用地の代替地として保有することとなった上賀茂用地6,917㎡は、現在、市街化調整区域であり、これまで様々な取組みが試みられてきたが、有効な利用が見出されていない。京都市との交渉、売却なども含めた検討が必要である。

4-8 学生寄宿舍(洛西寮)と国際交流会館(まりこうじ会館)

北区大將軍にある学生寄宿舍は、1960年3月に統合前の旧繊維学部の敷地内に新設され、学生公募により「洛西寮」と命名された。1983年に増築されている。旧工芸学部には下鴨中河原町に木造の「紫叡寮」があったが、洛西寮の増築に伴い廃止された。洛西寮は、1967年～68年の大学の松ヶ崎キャンパスへの統合のため、現在かなり離れた立地となっている。男子のみの寮で居室は120室あり、全室洋間の個室でベッド、机、椅子、書棚、電気パネルヒーター、衣装コーナー、シューズボックスが備えられ、また、共用施設として談話室、トイレ、シャワー室、洗面・洗濯場、自炊設備などがある。2006年度には、学生主体で中庭のウッドデッキ整備などが行なわれている。

今後、建物の補修・建替の必要もあるが、立地等を考えると今後どのように利用してゆくかも含めた検討も必要であろう。

本学の外国人留学生及び外国人研究者用宿舎(その家族も居住可)として国際交流会館(まりこうじ会館)がある。本学の前身である京都高等工芸学校のあった左京区吉田泉殿町に1993年11月に竣工し、翌年3月に外国人留学生を受け入れた。単身室が47、夫婦室が12、家族室が7あり、外国人留学生、外国人研究者が原則的に1ヶ月以上2年以内で利用できる。維持管理に注意を払い、適当な期間毎に利用ルールなどの見直しを行うことなどによって、効果的な利用を図るよう心がける必要がある。

4-9 教職員宿舎

本学は、法人化後、西陣宿舎、等持院宿舎を有することとなった。これらの宿舎の補修等維持管理についても考慮しておかなければならない。

4-10 研究交流施設（工織会館）

工織会館は、教育研究等のために本学に来訪される方の宿泊及び本学の教職員が主催する諸会合、研修等に使用することを目的とする研究交流施設であり、1999年12月に旧木造建物を建替えて新築された。新建物は鉄筋コンクリート造・2階建てで、宿泊室7室（収容人員8名）、多目的室1室（収容人員60名）がある。比較的安価な利用料金で、よく使用されており、本学の研究交流に貢献している。今後とも、適切な維持管理を行っていくことが望まれる。

4-11 京丹後キャンパスおよび学外施設の利用

京丹後市との包括協定をうけて、同市の企業や市民の方々と様々な分野で交流することを目的として、教育・研究・社会貢献上の各種事業を実施するために、2006年度に京丹後キャンパス地域連携センターが京丹後市に設置された。施設は、セミナー室（1室：40名）、多目的室（1室：8名）、宿泊室（1室：二段ベット15基、30名）、研修室（2室：各室二段ベット1基）、シャワールーム（4室）などからなり、本学の教職員、学生の教育・研究や、研修、合宿などに利用することができる。京都市内からは若干遠いが、本学の府北部への拠点として効果的な利用計画を講じる必要がある。

現在、大学の役割として社会人のリカレント教育、リフレッシュ教育の必要性が益々高まってきている。また産学官連携、地域連携なども活発化することが予想される。本学は京都駅や四条烏丸から地下鉄で比較的短時間に来ることのできる場所にはあるが、来学を待つばかりでなく、本学が街中に出て行くことも考えておかなければならない。また、中央省庁や企業本社の多い東京に、サテライトを確保するなどの施策も検討事項の一つであろう。

4-12 歴史的建造物

本学3号館は1930年3月に京都工芸学校本館として当時の図案科教授本野精吾の設計によって建設されたものであり、既に文化財価値が認められ、京都市の登録文化財としての申請が可能である。また旧外国人教師宿舎もヴォーリズの建築として紹介されている。これらの建物を補修・整備して効果的に利用するとともに、文化財として申請登録することが望まれる。

4-13 同窓会スペースなど

2006年度の大学改革により、それまでの繊維学部同窓会である衣笠同窓会、工芸学部同窓会である京都工大会から一本化された工芸科学部、工芸科学研究科の京都工芸繊維大学同窓会が設立された。これからの国立大学法人の運営には同窓会の協力は不可欠であり、大学との連携が円滑に行なわれるよう配慮することが望ましい。これまで京都工大会には3号館3階の一室が無償貸与されていたが、衣笠同窓会は衣笠会館があり学内の部屋を使用していなかった。今後は、一本化された同窓会事務室として、例えば旧外国人教員宿舎などの貸与が考えられる。

また、法人化後は教職員組合などとの円満な関係にも配慮しておく必要がある。適切な労使協定の下、組合事務所の貸与などを念頭においておくことが必要である。

4-14 新たな施設の設置と改修

本学のビジョンやアカデミック・プランを実現するために、必要な施設の設置や既存建物の改修を積極的に行っていくことは言うまでもない。常に、施設マネジメントの重要課題として、新設・改修プランを準備し、国の財政支援や企業、篤志家からの寄附等に備えておくことが肝要である。繊維科学センターやその他の教育研究センター、教育研究プロジェクトセンター、地域連携、大学間連携などに関する施設建設候補地（松ヶ崎西キャンパス南西隅など）や既存建物の改修候補スペースなどを検討するとともに、老朽化している教育用施設や機器などについても改修、更新などの検討を行い、リスト・アップしておくことが望まれる（高額機器等の更新につ

いては既にリスト化されているが、毎年度見直しが必要である）。

5. まとめ

本キャンパス・マスタープランは基本的に2006年度の改革をうけて、施設の効果的運用、都市内で果たす大学キャンパスの役割等に視点を置いて、現状分析と今後の本学施設のあり方、運用課題などを列挙したものである。本学のキャンパス整備、施設整備に際し、本マスタープランが配慮されることが望ましいと考える。

施設計画はある程度中長期的視野で立てられるべきではあるが、法人としての施設費は最低限の維持管理費を除けば、国の予算措置に大きく依存しており、また寄附等も予測し難い。それゆえ、しばらくの間、これまで積み残してきた老朽化に伴う大学施設の補修・整備に毎年度一定規模、運営費交付金の中で予算措置を講ずる必要があると考える。

しかし、本マスタープランも固定的に考えるべきではなく、毎年の状況に応じてある程度見直してゆく必要がある。

2009年3月追記：

「2009年度は、大学創立60周年記念の年であると同時に第1期中期計画の最終年である。60周年記念事業として2009年度には、次のような施設整備事業が実施される予定である。

- ① 学生食堂建て替え計画
- ② 駐輪・駐車場の整備
- ③ 60周年記念館
- ④ 新同窓会パビリオン

これら4つの計画は2009年2月12日の委員会で承認されたものである。」

：添付資料2（別冊）

付 録

京都工芸繊維大学環境・施設委員会規則

平成16年5月20日制定

- (趣旨)
- 第1条 この規則は、国立大学法人京都工芸繊維大学の組織に関する規則（平成16年4月1日制定）第38条第2項の規定に基づき、環境・施設委員会（以下「委員会」という）に関し必要な事項を定めるものとする。
- (業務)
- 第2条 委員会は、本学の諸施設の整備、環境保全等に関する事項について審議、企画、実施する。
- (構成)
- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 学長が指名する副学長
 - (2) 研究科長
 - (3) 副研究科長
 - (4) 教育研究推進支援機構長
 - (5) 各学域長
 - (6) 事務局長
 - (7) 施設マネジメント課長
 - (8) 職員のうちから学長が指名する者 若干名
- 2 前項第8号の委員は、学長が委嘱する。
- 3 第1項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。
- (委員長)
- 第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員のうちからあらかじめ学長が指名する者をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。
- (会議)
- 第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- (作業部会)
- 第6条 委員会に、必要に応じ、作業部会を置くことができる。
- (雑則)
- 第7条 委員会に関する事務は、施設マネジメント課において処理する。
- 第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 附 則
- 1 この規則は、平成16年5月20日から施行する。
 - 2 京都工芸繊維大学施設委員会規程（平成13年3月28日制定）は、廃止する。
 - 3 この規則の施行後、最初に指名される第3条第1項第6号の委員の任期については、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。
- 附 則
- この規則は、平成16年7月15日から施行する。
- 附 則
- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
 - 2 この規則の施行後、最初に指名される第3条第1項第8号の委員の任期については、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

京都工芸繊維大学環境・施設委員会施設整備計画専門部会細則

平成16年6月21日制定

- (趣旨)
- 第1条 この細則は、京都工芸繊維大学環境・施設委員会規則（平成16年5月20日制定。以下「規則」という。）第6条の規定を実施するため、必要な事項を定めるものとする。
- (設置)
- 第2条 環境・施設委員会に、施設整備計画専門部会（以下「部会」という。）を置く。
- (業務)
- 第3条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。
- (1) 施設の整備計画に関する事項
 - (2) 施設の点検・評価に関する事項
 - (3) 使用面積再配分、共用施設空間確保その他の施設有効活用に関する事項
 - (4) 施設の新たな整備手法等の導入に関する事項
 - (5) その他施設の管理運営に関する事項
- (構成)
- 第4条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 規則第3条第1項第3号、第4号及び第8号の委員のうちから、環境・施設委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者若干名
 - (2) 施設マネジメント課長
 - (3) 部会長が必要と認めた者若干名
- 2 前項第3号の委員は、環境・施設委員会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 第1項第3号の委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任されることができる。
- (部会長)
- 第5条 部会に、部会長を置き、第4条第1項第1号の委員のうちから、あらかじめ委員長が指名した者をもって充てる。
- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
 - 3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。
- (会議)
- 第6条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- (雑則)
- 第7条 部会に関する事務は、施設マネジメント課において処理する。
- 第8条 この細則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。
- 附 則
- この細則は、平成16年6月21日から施行する。
- 附 則
- この細則は、平成18年6月9日から施行する。
- 附 則
- この細則は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
- この細則は、平成21年1月8日から施行する。

京都工芸繊維大学環境・施設委員会エネルギー管理専門部会細則

平成16年6月21日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、京都工芸繊維大学環境・施設委員会規則（平成16年5月20日制定。以下「規則」という。）第6条の規定を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 環境・施設委員会に、エネルギー管理専門部会（以下「部会」という。）を置く。

(業務)

第3条 部会は、エネルギーの使用の合理化その他のエネルギー管理に関する事項について調査審議する。

(構成)

第4条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 規則第3条第1項第3号、第4号及び第8号の委員のうちから、環境・施設委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する者 若干名
 - (2) 法令に基づき選任された本学のエネルギー管理員
 - (3) 各部門から選出された教授 各1名
 - (4) 生物資源フィールド科学教育研究センター及びショウジョウバエ遺伝資源センター遺伝資源センターの教員のうちから選出された者 1名
 - (5) 施設マネジメント課長
 - (6) 部会長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第3号の委員は、工芸科学研究科長の、同項第4号の委員は生物資源フィールド科学教育研究センター長及びショウジョウバエ遺伝資源センター長の合議による申出により、学長が委嘱する。
- 3 前項第6号の委員は、環境・施設委員会の議を経て学長が委嘱する。
- 4 第1項第2号、3号、4号及び6号の委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前項の委員は、再任されることができる。

(部会長)

第5条 部会に、部会長を置き、第4条第1項第1号の委員のうちから、あらかじめ委員長が指名した者をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(雑則)

第7条 部会に関する事務は、施設マネジメント課において処理する。

第8条 この細則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この細則は、平成16年6月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年6月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

京都工芸繊維大学における共同利用に係る施設の活用に関する基本指針

平成18年1月30日
学 長 裁 定

(目的)

第1 この指針は、本学の総合研究棟その他の共同利用に係る施設の有効な利用を図るため、その全学的な管理運営の基準を定めることにより、優れた教育研究の成果を創出することを目的とする。

(定義)

第2 この指針において「共同利用目的施設」とは、本学の総合研究棟その他の建物及び教育研究センター等に設けられた施設部分であって、外部資金等を導入したプロジェクト研究その他の既存の組織の枠を超えた教育研究に対し、利用料金その他の費用を負担させ、期限を付して共同利用させるためのものをいう。

(利用の許可等)

第3 共同利用目的施設を利用しようとする者は、学長に申請し、その許可を受けなければならない。やむを得ない事由により利用中に施設・設備に改修等を加えようとする場合も、同様とする。

(利用許可の取消等)

第4 学長は、利用者が規則等に違反した場合その他共同利用目的施設の管理運営に重大な支障をきたすおそれがあると認めるときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

(利用者の責務)

第5 利用者は、法令、この指針その他の本学の関係規則等を遵守するとともに、施設管理等の必要上学長その他の本学の役職員が行う指示に従わなければならない。

2 利用者は、許可を受けた共同利用目的施設の利用に関して生じた物的又は人的な損害について、賠償責任を負う。

(利用期間)

第6 共同利用目的施設の利用期間には、それぞれ一定の限度を設けるものとする。ただし、特別の事由があると学長が認めたときは、更新、延長等を許可することがある。

(原状回復及び返還)

第7 利用者は、許可を受けた共同利用目的施設の利用が終了したとき又は学長が利用の許可を取り消したときは、当該利用者の負担により利用前の状況に回復したうえ、速やかにこれを返還しなければならない。

(各施設に関する定め)

第8 この指針に定めるもののほか、利用することのできる教育研究の範囲、利用者の範囲、利用期間、利用料金その他の必要な事項については、それぞれ当該施設に関する規則等に定めるところによる。

京都工芸繊維大学共同利用スペース利用要項

平成14年3月26日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、京都工芸繊維大学施設の有効活用に関する要項第3条第5項の規定に基づき、共同利用スペースの管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会による調査審議)

第2条 学長は、環境・施設委員会（以下「委員会」という。）の調査審議を経て、共同利用スペースの管理運営を行うものとする。

(対象となる教育研究)

第3条 共同利用スペースは、次に掲げるいずれかに該当する教育研究に利用するものとする。

- (1) 外部資金を用いて行われるプロジェクト研究
- (2) 学外との共同プロジェクト研究
- (3) 本学の教育研究組織を越えて実施される共同プロジェクト研究
- (4) その他学長が特に必要と認めたもの

(利用の申請及び許可)

第4条 共同利用スペースの利用は、前条各号に掲げるプロジェクト等を代表する本学の職員が申請するものとする。

2 前項に規定する職員は、学長に利用を申請し、その許可を受けなければならない。

3 学長は、前項の許可に必要な条件を付すことがある。

(利用者の範囲)

第5条 共同利用スペースを利用できる者は、本学の役員及び職員、本学の役員及び職員との共同研究を行う学外の研究者並びに本学の学生とする。

(利用責任者の義務)

第6条 共同利用スペースの利用の許可を受けた者（以下「利用責任者」という。）は、法令及びこの要項の規定並びに利用許可の条件を遵守するとともに、学長の指示に従わなければならない。

(施設・設備の変更等)

第7条 研究遂行上、やむをえず施設・設備に変更又は改修を加える必要が生じたときは、事前に学長に申請し、その許可を得なければならない。

2 前項に規定する変更又は改修に必要な費用は、利用責任者の負担とする。

(利用期間)

第8条 共同利用スペースの利用期間は、3年を超えることができない。ただし、学長が必要と認めた場合は、更新することができる。

2 第4条の規定は、前項ただし書の更新手続きについて準用する。この場合において、利用期間は2年を限度とする。

3 利用責任者は、利用の許可を受けた後、利用期間の短縮又は利用の中止を希望する場合は、学長に届け出るものとする。

(利用の取り消し等)

第9条 学長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、その利用許可を取り消し、又は利用を中止させることがある。

- (1) 法令及びこの要項の規定に違反したとき
- (2) 利用に関し虚偽の申請をしたとき
- (3) 第4条第3項に規定する利用許可の条件に違反したとき
- (4) 第6条に規定する学長の指示に違反したとき
- (5) その他共同利用スペースの管理運営に重大な支障をきたすおそれがあると認めたとき

(利用料金)

第10条 利用責任者は、共同利用スペースの利用料金を負担しなければならない。

(利用経費)

第11条 利用責任者は、共同利用スペースの利用に係る経費を負担するものとする。

(利用料金の額等)

第12条 第10条に規定する料金の額、前条に規定する経費の範囲並びに前2条に規定する料金及び経費の負担の方法その他の必要な事項は、学長が定める。

(管理責任)

第13条 利用責任者は、当該共同利用スペースの管理責任を負うものとする。

(原状回復及び返還)

第14条 利用責任者は、当該共同利用スペースの利用が終了したとき又は第9条の規定により学長が利用の許可を取り消したときは、当該利用責任者の負担で利用前の状況に回復し、返還しなければならない。

(賠償責任)

第15条 利用責任者は、当該共同利用スペースの利用に関して生じたすべての物的又は人的な損害について、賠償責任を負うものとする。

2 利用者は、本学及び他の職員、学生等に損害を与えたときは、賠償責任を負う。

(事務)

第16条 共同利用スペースの管理運営に関する事務は、施設マネジメント課において処理する。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、共同利用スペースの管理運営に関し必要な事項は、委員会の意見を聴いて学長が定める。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成17年1月24日から実施する。

平成14年12月19日
学 長 裁 定

京都工芸繊維大学共同利用スペースの利用料金等を定める要領

(趣旨)

第1 この要領は、京都工芸繊維大学共同利用スペース利用要項（以下「利用要項」という。）第12条の規定に基づき、共同利用スペースの利用料金及び利用経費（以下「利用料金等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の額)

第2 利用要項第10条に規定する利用料金の額は、利用面積1㎡当たり月額200円とする。

(利用経費の算定)

第3 利用要項第11条に規定する利用経費のうち、電気、ガス及び上下水道の使用料並びに学内の廃棄物集積場に搬入する廃棄物に係る処理費は、利用面積1㎡当たり月額200円とする。

2 同利用経費のうち、電話使用料については、利用責任者が実費を別途負担するものとする。

(月の途中の利用開始及び終了の場合)

第4 利用期間が月の途中で始まり、又は終わる場合は、当該月の利用料金等は、第3第2項の経費を除き、日割りにより算出するものとする。

(利用料金等の計算等)

第5 利用料金等は、毎四半期毎に計算し、利用責任者に通知するとともに、学内予算振替えを行う。

附 則

1 この要領は、平成15年4月1日から実施する。

2 第2に規定する利用料金及び第3に規定する利用経費については、利用推進等の観点から検討を加え、適当な時期に見直しを行うものとする。